

令和4年山形村議会第2回定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月7日（火曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1番 小出敏裕君	2番 竹野入恒夫君
3番 百瀬昇一君	5番 小林幸司君
6番 福澤倫治君	7番 春日仁君
8番 大月民夫君	9番 三澤一男君
10番 上條倫司君	11番 大池俊子君
12番 新居禎三君	13番 百瀬章君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 本庄利昭君	副村長 赤羽孝之君
教育長 根橋範男君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦君
企画振興 課長 藤沢洋史君	税務課長 箕町通憲君
住民課長 中川俊彦君	保健福祉 課長 古畑佐登志君
子育て 支援課長 堤岳志君	産業振興 課長 村田鋭太君
建設水道 課長 宮澤寛徳君	教育次長 小林好子君

総務課
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可となります。なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、百瀬昇一議員、5番、小林幸司議員を指名します。

◎一般質問

○議長（百瀬 章君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人40分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 大 池 俊 子 君

○議長（百瀬 章君） それでは、質問順位1番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「給食費の無償化を」について質問してください。

大池俊子議員。

（11番 大池俊子君 登壇）

○11番（大池俊子君） 議席番号11番、大池俊子です。一般質問に入る前に、一言言わせていただきます。

改選後初めての一般質問であります。今回の選挙、全員が同じメンバーで、多分、山形の歴史の中でも類を見ないことだったと思います。村民の皆さんの中からも議会活動の低調さの批判をたくさん受けました。これから4年間、身も心も引き締めて議会活動に取り組んでいきたいと思っております。

それでは一般質問に入らせていただきます。今日は2つの質問を行います。まず初めに「給食費の無料化を」。

コロナ禍をきっかけに、給食費無償化や補助引上げが県内でも各地で進んでいます。無償化は、長和町、平谷村、売木村、天龍村、大滝村、生坂村、小海町、青木村、南牧村、佐久穂町、御代田町、川上村、北相木村に次ぎ、この4月からは軽井沢町でも実施されています。11町村と1市で行われていますが、さらにこの間、朝日村でも無償化が始まりました。大熊村でも始まっています。

補助金引上げは池田町、松川村でも今年度から1万円引上げ、保護者の負担割合は小学生で現行の56%から39%になりました。中学生でも現行の61%から47%

に軽減されています。

山形村でも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で小学校の給食費、保育園の副食費が7月から3月までの9か月間減免となる見込みです。これはこの6月議会提出の見込みです。

この間、村内でも保育園、小学校の学級・学年閉鎖などで家庭での対応、経済的負担、そして毎日変更になる学校等での給食づくりなど大変でした。今回の減免を機会に、いつ収束するとも分からないコロナ禍で、保護者負担軽減と子育て支援の充実のために、無償化あるいは補助をしてはどうでしょうか。

質問。1つとしまして、年間を通して無償化を実施する場合の財源はどのくらい必要か。小学校、保育園（山形保育園、やまのこ保育園）、中学校をお願いします。

2つ目に、無償化あるいは補助金をつける考えはありませんか。

以上で第1回目の質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 大池議員の質問事項であります「給食費の無償化を」につきましては、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整いたしましたので、私からご答弁を申し上げます。

1番目のご質問の「年間を通して無償化を実施する場合の財源はどのくらい必要か」についてお答えいたします。

今年度の状況で申し上げますと、まず小学校につきましては、1食当たり290円という設定で献立をしております。給食日数が197日ですので、この単価と日数及び児童数の453人を乗じますと、2,587万9,890円が必要な財源となります。

次に中学校ですけれども、鉢盛中学校の1食当たりの単価は330円。給食日数は今年度は199日、山形村の生徒数は240人ですので、1,576万800円となります。

次に、保育園の副食費ですが、3歳から5歳児が対象になりますが、山形保育園では165人、やまのこ保育園は31人で、月額副食費は4,500円ですので、園児数と12か月分を乗じて1,058万4,000円となります。

2番目のご質問の「無償化、あるいは補助金をつける考えは」についてであります。今回の給食費等の減免の取扱いにつきましては、コロナ禍における物価高騰等に対応する特別な対策として地方創生臨時交付金を活用し、実施しようとするものです。

次年度以降の給食費等の減免につきましては、今年度と同様に国の対策として位置づけられる場合は検討していきたいと考えております。また、給食費の無償化や補助金支給につきましては、物価高騰等の緊急的な対策という考え方ではなく、人口減少や定住促進といった地方創生に関する考え方により、今後の政策課題として総合的に研究していくことが必要と考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今、数字を出していただきました。今年7か月間、国の補助制度によって無償化になります。私の取ったアンケートの中でも、2年前ですか、コロナのときに村独自で給食費を短期間でしたが無償化にされ、非常に好評で、先ほど教育長が言われたように、この物価高はコロナ禍、そして今起きている戦争の影響により、今までにない物価上昇となっております。

その点でも、皆さん、買い物に行っても買い控えなどが起きていて、実際に物を見ましても、売っているものが一回りも二回りも小さなものになって、非常に物価の上昇というものを感じています。そういう点からも、この7か月間の無料の期間を過ぎてからも、この延長としてぜひ続けていってほしいと思いますが、その点どうでしょうか。

そして、県下を見ましても、先ほど幾つかの町村を挙げましたけれども、非常に無償化のところが増えてきています。近隣でも朝日村も、先ほど言いましたように村長の公約でもあり、今年度から無償化になっています。そういう面からもぜひ続けて、無償化の方向に取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。この点、村長にお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 給食の無償化の件でございますけれども、この9月の定例会にも提出してございますが、この無償化については物価高騰、コロナというような関連で無償化をするということであります。

政策的にこれから村としてどうするかという話はまた別の議論というか、問題だと思っておりますので、一度予算を通していただいて、無償化で何か月か経過する中で、国の動きもございまして、近隣の動きも無償化に向かって進みつつあるという気はしますけれども、情勢を見ながらということで考えております。

少子化ということもございまして、国の最重点課題の1つの子育て支援でありますので、優先順位はかなり高いものになってくると認識はしています。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今、村長が申しましたように、これから全体の流れもそうなっていくのではないかと私も思います。先ほど教育長も言われたように、人口減少、地方創生の立場からも、この問題はすごく大きなものになっていくと思います。子育てにしても1つの目玉になってくるのではないかと思いますので、ぜひ継続しての無償化に取り組んでほしいと思います。

私は質の高い給食を続けるには、入札制度をたくさんセンターなどは入れているのですが、そのところでは安いところへ落ちてしまうとか、安いところへ落ちて品質の悪いものになってしまうという考えもありますが、それから親の食に対する考えはきちんと払ってもらって、給食費を払うことによって食に対する考えもきちんと正していくというのも非常に大事なことだと思っています。

しかし、このコロナ禍の中、先ほど言いましたように、非常に買い物も買い控えもしているこの現状で、また見えない貧困家庭も増えています。そして、子どもの成長や教育を保障するのは無償化がぜひ必要であるということからも、この9月からになります無償化の継続をお願いしたいと思います。

無償化についての、継続してやっていくということについては、やりにくいというか問題的なものは何かあるでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 相当程度の経費が必要になりますので、財政面で総合的に調整が必要になっていくだろうなと思っています。

それから、先ほど村長も申しましたとおり、地方創生の観点から政策的に位置づけながら実施をしていくことになっていきますので、ある政策に特化して地方定住なり転入促進なり人口の社会増に結びつけるような、そういう政策としてきちんと位置づけて行っていくということが必要になってくるかなと思っています。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 先ほど教育長に答えてもらった金額から見ても、ざっと計算しても大体6,000万円ぐらい必要になってきます。人口の少ないところでは金額も少なくなるでしょうが、山形は子どもたちの数も多くて非常に大変だと思います。

例えば一挙に全額無償にならなくても、松川や池田町みたいに少し減額しながらという方法もあると思いますので、ぜひこれからやられる無償化の政策に続けて、継続

してやってほしいということでこの問題は終わります。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員、第1問はこれでよろしいですか。

○11番（大池俊子君） はい。

○議長（百瀬 章君） 次に、質問事項2「水田活用交付金カットと遊休荒廃農地の拡大について」を質問してください。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） それでは2つ目の質問に入ります。「水田活用交付金カットと遊休荒廃農地の拡大について」。

コロナ禍の下で食糧価格の高騰と食糧危機が強まっている矢先に、ロシアのウクライナ侵略が勃発し、穀物、原油、肥料の価格が高騰しています。食料は確保できるのか、農業生産は続けられるのかという不安は深刻さを増しています。

一方、村内を見ましても、農業従事者の高齢化や後継者不足で遊休荒廃農地、休耕田などが年々増えています。かろうじて村内の農業法人や若い後継者たちが請け負ってくれて何とか荒廃農地化が急拡大せずに済んでいる状況でもあります。

そんな中、出されてきたのが水田活用交付金のカットであります。今回の交付金の削減は、5年に一度は水稲作付をしるというもので、無理な話であります。5年間水稲作付がなければ交付金から除外するというものです。そこで質問します。

1つ目に、山形村の水田転作と水田活用交付金の利用の実態は。転作作物の種類などはどうなっていますか。

2つ目に、水田活用交付金のカットされることによる影響はどのように出ると思われますか。

3つ目に、村でもっと米作りを奨励し、米粉パンを学校給食に取り入れ、おいしさの研究や消費拡大を考えるコメ消費プロジェクトチームなどを立ち上げてはどうでしょうか。また、食料品の高騰の中、食糧支援にもつなげ、活用してはどうでしょうか。

4つ目に、村としても水田活用交付金カットに反対する意見をぜひ国へ上げてほしいと思います。

これで1回目の質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目のご質問でございます「水田活用交付金カットと遊休荒

廃農地の拡大について」のご質問にお答えをいたします。

最初のご質問でございますが、「山形村の水田転作と水田活用交付金の利用の実態は。転作作物の種類など」についてであります。

令和3年度の山形村の転作面積は、約56ヘクタール、申請者は98人でございます。転作の代表的な作物はそば、大豆、飼料作物、自家用野菜でございます。

2番目のご質問の「水田活用交付金がカットされることによる影響は」についてありますが、大規模に水田を引き受け、米以外の作物を作付けている担い手農家さんにとっては、交付金カットは大きな影響があると思います。

3番目の「コメ消費プロジェクトチームを立ち上げたらどうか。食料支援にも活用したらどうか」についてでございますが、例えば数年前まで小学校では米作りを行っていた経過もございます。また学習の一環で復活させるとか、米飯給食の日を増やす、また米粉を使ったパンを食べてもらうなどの取組が考えられます。食料支援としての活用も十分可能かと思えます。支援先も様々あるかと思えますので、支援する場合には関係機関との調整が必要になると思えます。

4番目の「水田活用交付金カットに反対する意見を国へあげてほしい」についてありますが、今回の削減にも制度上の様々な理由があったと思えます。交付金を見込んで経営している農家さんも大勢いらっしゃると思えますので、今後国にはもっと丁寧な説明をしていただくことが必要だと思えます。今後の動向を注視しながら対応を考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） ①のところですが、56ヘクタール、98人の方がそば、大豆、飼料などを作られているということです。2番目にも影響してきますが、交付金がカットされることによって村の農業への影響というか、例えばそば、大豆、飼料などを作っている方たちにどのような影響が出ると思われませんか。

それと、そばとか大豆でもかなり、小麦でもそうなのですが、すごく値段が違って、今までは作っても補助金があるからようやく何とかなっていたというのがたくさんあったと思いますが、その点を今、打撃があると思われると言われたのですが、村としてはこの件について、生産者との関係というか、その点で意見を聞くとか、影響がどのくらい心配だというような声をお聞きしていますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 1つ目の質問にお答えいたします。交付金のカットによる農業者、農家さんへの影響についてですけれども、零細な規模でやっている農家さんについては、交付金の金額もそれなりの金額かと思えます。しかし、大規模に引き受けていらっしゃる農家さんについては、引受け面積と作付しているものに対しての交付金がかかなり大きな割合になってきますので、先ほどの村長答弁にもありましたけれども、一番大きな影響を受けそうな農家としましては、村の中で担っている中核的な農家さんに影響があるのではないかなということなのです。

あと、カットについての生産者の声ということですが、ちらほらと聞こえてはきます。ただ、この政策についても、発表があってからそう間もないということで、今後の動向を注視していきたいとは思っていますけれども、5年間水張りをしない、田んぼに作付をしないということに対してのある程度の防御の策といえますか、あまり現実的ではないと思うのですが、5年間のうち1回、ないし2年は水稻を作付するとか、ブロックローテーションというのですが、ブロックローテーションが山形村にとってふさわしい、合っている施策か分からないのですが、そういった引受けが大きな農家さんについては、今年はここで米を作る、でもこっちは別の作物を作るという形で、ある程度そういった計画的に対応していけば、不交付ということについては避けられるのではないかと考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今、ローテーションでと言われたのですが、実際に作られている法人さんの話を、私、お聞きしてきました。この交付金は非常に位置づけの大きいものになっているということと、5年に一度作り替えるにしても、飼料用のお米と食糧の米の違いの大きさで、その点でもうんと大変だということです。そういうところからも、差額を例えば村で少しでも考えてほしいとか、そういうことも言っていました。

法人さんも、今、2法人の方が大きく請け負っていただいているのですが、運営するのに非常に大変なときになっているというか、米価もすごく下がる中で、なかなかその点だけでも太刀打ちできなくなりつつあるようなことを言っていましたので、その点を村としてもお話を聞きながら、できる援助をしてほしいと思います。その点は声を聞きながらどういう対策を取っていくかということだと思いますが、そういう点ではこれからそういう計画を入れてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 村独自のというお話も今ありましたけれども、村の単費で何かそういったことに補助するですとか、何か補てんをするといったことについては今のところ考えてございませんし、検討する必要はあるかと思いますが、いずれにしても今、国で考えている政策と山形村が今までやってきている農業と比べまして、どうしたらそれに対抗できるか、もらうことができるのか、ということ比べて考えながら今後の山形村の対応を考えていく必要があるのではないかと考えております。

米作りに関しては、山形村は水田再生協議会ということで組織をしております、米の生産面積ですとか目標額ということで、毎年、国、県から示されて、それに対して米の生産量については取り組んでいるところでございますけれども、こちらについても、今年度については95ヘクタールちょっとぐらいの面積の目標額が示されております。これについて、また今年度、水稻も植えてありますけれども、あと転作も、もう農繁期が始まっているいろいろな作物が植わっているということで、7月の中旬に転作確認等をさせてもらいますけれども、そういった目標額、また再生協議会の方で取り組む作物や何かですとね交付金がもらえるものということである程度計画に位置づけをして取り組んでいるところでありますので、新しいそういった施策に対抗できるようなものは何かないかということは検討させていただいて、山形としてもこんなものを今度誘導して作っていったらもっといいのではないかと考えていることを考えさせてもらって検討はしていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） もともとは水田活用交付金、一番もとはとも補償だったと思うのですが、そのところから減反が始まっています。国の政策として減反をずっと押しつけてくる中で、今度は逆に田んぼに戻さなければ交付金カットということに対して私は怒りを感じているのですが、そういうことに対して、村長にお聞きしますけれども、この施策の裏腹なことに対してどういうふうに感じているのか、一言お願いします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大池議員の今ご質問でございましたが、国の農業政策がどうであったかということになると思うのですが、日本の場合には大規模農家をつくっていくよりも個別の農家を守るという農政が主流を占めていたという経過がございます。

す。

そういった中で水田政策というか減反政策というものも大きく予想と変わって、大きな、今になってみれば50%を減反しなければいけないという非常に不自然な農政が行われてきたという、そういったことだと思います。

幸いという言い方も変ですけども、山形村は畑作地帯でございますので、水田に依存している農家さんはそう多くはないわけでございますけれども、これから転作の奨励金が出ないということによってどういう影響が出てくるか、農業委員会の中でもまた大いに議論してもらわなければいけない問題でありますし、これからは国からの補助金頼みで農業をしていくことができなくなるだろうということは覚悟しなければいけないということも考えなければいけないと思います。

いずれにしても、行政として主幹産業である農業をどう守っていくかという重要な問題でありますので、またそれぞれの立場の意見をお伺いしながらまた検討してまいりたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 米農家、米で生活を立てている家は山形村は少ないと思います。大体は自家販売が多いですが、その中でも最近、村の中を歩いていて感じるのは、非常に荒れた田んぼが増えているというのを特にこの頃痛感しています。

その中で、法人の方々も岐路に立たされているというか、大変な状況にあると思いますので、ぜひ声を聞きながら、例えば聞いた中では、大豆を作って、それからそばとか小麦を作って、小麦なんかは結構赤字で、大豆でとんとんという感じで繰り返して作っているみたいなのですが、そういう点から見てもあまりもうかる仕事ではないというか、補助金頼みでようやく成り立たせてきたというのを感じています。

今、長野県でも、行政が独自で国の補助の上にプラスアルファしてやっているところがあります。

例を言いますと、木島平村では国県の制度に対してかさ上げをして、転作作物の面積に対して10アール当たり2,000円の上乗せ。米価下落として主食用米を対象に1俵当たり300円の助成を予定しているということです。伊那市では、10アール当たり4,500円、飯島町は1俵当たり1,000円の助成など、少しずつ国のところへ上乗せして助成しているところも増えてきているようです。

昨日の村長の初めの言葉でも言われたように、農業は環境保全や村としても大事な基幹産業であるといったことからしても、皆さん、農業が続けられるような施策をぜ

ひ続けていってほしいと思います。

最後にもう1つ確認したいのは、3つ目の質問で、米粉パンなど米に対しての研究チームなどを立ち上げてはどうか。村としてやらなくても、いろいろな人たちでつくり上げていくというのも大事だと思いますが、その点では具体的に何か考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

先ほどの小学校の米作りも、知らないうちに消えてしまったのですが、農協の方を先生にずっと作っていて、非常によかったと思いますが、それも消えてしまったり、それから米の日を増やすと言ったらそれは可能だと思いますし、米粉パンもパサパサ感があるのですが、今研究がすごく進められていて、非常に食べやすいものになっているというのがありますので、全体に見て米の消費を増やすというところから減反をしなくて米作りを大いにやって、村の施策としてこれからやっていってほしいと思いますけれども、その点でどうでしょうか。それをお聞きしましてこの質問を終わりにします。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 貴重なご意見ありがとうございます。随分前になりますけれども、米消費の拡大、米が余っているからどんどん消費してくださいということで、十何年前ぐらいですか、盛んにやっていた時期もありました。今それがどうなっているかという、全くないような状況でもあります。

こういった食糧難ですとか、ウクライナの関係で、小麦等を輸入に頼っている日本でもありますけれども、代替としてそういった国の米の消費、米を小麦や何かに替えてそういうものを消費するといったことも最近よく聞かれますので、米に限らず、そういった消費を拡大していくということも大事かと思っております。

チームの立上げということについてはまたこちらもいろいろ検討したいと思っておりますけれども、具体的には特に今のところは考えてございませんが、考えられるとしましたら、生産者の方、それを指導するJAですとか、そういったところ、また行政ですとか、いろいろな方を巻き込んで何かそういった活用方法等が考えられるようなチームを考えられるのではないかなということで、ご意見として今後の参考にさせていただきますので、ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 最後に。やはりやるなら今、この物価高騰、また輸入品がなかなか入りにくくなっているこの状況で、この山形村で採れる農産物、米に対してど

のように消費していくかというのをやっぱり考えるには一番いい時期だと思っていますので、ぜひ早急に進めて、いろいろな関係団体の人たち、またこれを請け負ってらっている法人もいると思うのですが、いろいろな人たちの中で創意工夫を凝らして実現して行ってほしいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） 以上でよろしいですか。

以上で大池俊子議員の質問は終了しました。ここで休憩します。この時計で50分まで休憩いたします。

（午前 9時41分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時50分）

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位2番、小出敏裕議員の質問を行います。小出敏裕議員、質問事項1「不登校児童の居場所づくりは」について質問してください。

小出敏裕議員。

（1番 小出敏裕君 登壇）

○1番（小出敏裕君） 議席番号1番、小出敏裕でございます。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの蔓延による自粛生活、それに伴った生活様式の変化により、子どもたちは大人以上に精神的、身体的ストレスにさらされたことは想像に難しくございません。政府はウィズコロナ・ポストコロナに向けた緩和策を打ち出してはいますが、以前と同じ生活に戻ることは不可能と感じております。

さて、長野県教育委員会は「児童生徒の問題行動等の調査」、この「問題行動等」というのが私は大嫌いなのですけれども、その中で、令和2年度小学生の不登校児童数を1,365名、令和元年から187名の増加と報告しております。さらに、平成30年との比較では333名増え、不登校児童は増加の一途をたどっております。

私は、令和2年第1回定例会で「不登校児童の実態と取組み」について質問しまし

たが、今度は不登校児童の居場所づくりを主眼に置いて次のとおり質問いたします。

1 番、小学校における不登校児童と不登校ではないが休みがちな（不登校傾向にある）児童の実態を伺います。

2 番、児童の不登校の要因を伺います。

3 番、不登校や不登校傾向にある児童の背景には様々なものがありますが、それに対する支援の取組はいかがでしょうか。

4 番、公的な「子どもの居場所」である放課後児童クラブの定員と実際の利用児童数をお示してください。

5 番、子どもの居場所について、お考えを伺います。

6 番、山形村総合施設建設検討委員会から「山形村複合施設のあり方について」の報告がなされました。その中に、子どもを主体とした住民の居場所が記載されています。また、その添付資料には村民の要望として「不登校児童の居場所」があります。複合施設建設にあたり、子どもの居場所についてご所見をお聞かせください。

以上、通告に基づき質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 小出議員質問事項の「不登校児童の居場所づくりは」につきましては、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私の方からご答弁申し上げます。

1 番目のご質問の「小学校における不登校児童と不登校ではないが休みがちな（不登校傾向にある）児童の実態」についてお答えいたします。今年度の状況についてお答えを申し上げます。

今年度の現在までの状況で申し上げますと、欠席30日以上の不登校児童ですが、現在1名であります。また、不登校傾向の児童数は現在7名であります。

次に、2 番目のご質問の「児童の不登校の要因について」ですが、今年度の状況ですけれども、小学校において把握しております状況では、家庭環境に関わることが主な要因となっております。なお、いじめや友達とのトラブルが要因の案件はありません。

次に、3 番目のご質問の「不登校や不登校傾向にある児童の背景には様々なものがありますが、それに対する支援の取組みはいかがでしょうか」についてお答えをい

たします。

学校では、児童との関係性を保ちながら不登校支援を行っております。不登校傾向等の心配がある児童については、担任、教頭、特別支援コーディネーター、養護教諭による構内関係者会議を開催し、個別の支援計画をつくります。その後、保護者にも参加してもらい関係者会議を開き、のびのび教室への登校、保健室登校、放課後登校、遅刻早退での一部登校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの紹介など、今後の支援の方向を確認するようしております。この場合、学校が他の行政機関との連携が必要と考えるときは、関係行政機関も出席し支援の方向を検討しています。

こうして支援方向が定まったところで職員会議に報告し、全教職員が該当児童への支援内容を共有します。その後、支援を継続しても改善が認められないときは校内に設置する適応指導委員会に諮り、問題点や支援方法等を検討し、再度関係者会議を開催し、個別支援計画の見直しを行っております。

このような中で、山形小学校の特徴的な取組として、不登校傾向または不適応状況で教室へなかなか入れない子どもの居場所として「のびのび教室」を設置し、校内の中間教室的な存在として位置づいております。この「のびのび教室」で相談や原級での生活へのクールダウンなどを行うことにより、新たな不登校児童の発生がある程度抑制されていると考えております。児童は「のびのび教室」でZ o o mによるリモート授業に参加したり、タブレットを活用したeラーニングや課題学習などに取り組んでおります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携による保護者支援も行っております。

次に4番目のご質問の「公的な『子どもの居場所』である放課後児童クラブの定員と実際の利用児童数」についてお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、児童を学年・帰宅時間等を考慮して3学舎に分けて、ふれあい児童館とトレーニングセンターを利用し運営をしております。ふれあい児童館の定員は第1学舎60名、第2学舎40名、計100名、トレーニングセンターの定員は第3学舎40名で、総数は140名となっております。

利用児童数につきましては、今年度の月曜日から土曜日の平均利用児童数は、第1学舎42人、第2学舎34人、第3学舎26人の合計102人となっております。なお、曜日によって利用者の変動があります。また、土曜日の利用は少ない傾向となっております。

次に5番目のご質問であります「子どもの居場所についての考え」についてですが、子どもが安心して過ごせる場所であると考えております。こうした意味からしますと、子どもの居場所は学校や児童館をはじめ、山形っ子タイムや未来塾、子どもと関わる多くの団体等が行う事業も含め、子どもの居場所であると考えられると思います。また、子どもが自主的に利用する村の図書館やトレーニングセンターの学習コーナーも、子どもが安心して過ごせる場所になっており、居場所であると考えております。

なお、不登校児童の居場所としましては、今申し上げました内容に加え、中間教室などの学びの場も考えられると思います。

次に6番目のご質問であります「複合施設建設にあたっての、子どもの居場所についての所見」についてですが、山形村複合施設建設検討委員会の考え方としては、子どもを主体とした住民の居場所・交流場所となるフリースペースや学習スペースの確保が必要としております。また、複合施設の各機能が有機的に交じり合い、融合と連携で結ばれた「文化のセントラルセンター」としての複合体を目指すことが重要としています。

こうした考え方からしますと、子どもの居場所となるところは、閉ざされた空間ではなく、誰でもが気軽に立ち寄ることができ、自主的に活用できる開かれた弾力的な空間を想定しているものと考えられます。

なお、不登校児童の居場所につきましては、当該児童の課題を踏まえ、個別支援計画の策定や計画の運営など広く検討していくことが必要と考えております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 大変多くの質問をしてしまいまして恐縮しております。細かくお答えいただいております。

最初に不登校児童の現状等について伺いたいのですけれども、以前示していただいたデータを読み上げます。平成27年から新型コロナ禍までの状態で、実際の人数と在籍率を述べておきます。

まず27年から2名と0.4%、28年も同様であります。29年は一切なしということで、平成30年が3名の0.6%。令和元年になって、4名の0.8%。これは上昇しております。前回伺ったときにはコロナ禍では0.4%、2名とお答えを頂戴しておるので、今回は1名と非常に少なくなっている状況だとは思いますが、それでひとつ、長野県の不登校児童の状況調査というのがありまして、分散登校とい

うのを新型コロナウイルスのときに行いましたよね。それによって非常に少なくなったのだと、そういう報告がなされているのですけれども、今回お示しいただいた1名というものがそれにあたるのかどうか。分散登校で学校に出てこられるようになったよというのがあったかどうか、分かる範囲で結構ですので、お答えいただけますか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほどご答弁申し上げました1名につきましては、現在30日以上欠席している児童数であります。これから不登校傾向の子どもたちがいるものですから、30日を超えて不登校児童としてカウントしていく人数が増えていくと思いますので、現時点では1名ですけれども、年度末にはもう少し人数が増えると思っています。

令和2年度、令和3年度の不登校の状況について申し上げます。令和2年度につきましては、不登校児童は山形小学校は5名であります。令和3年度につきましては7名であります。だんだん増えております。コロナの影響は大きいかなと感じております。分散登校等をして、学校に来られるようになったという児童は、コロナの直接の影響の中では、山形小学校では該当はなかったと思っています。

いずれにしましても、コロナによって、例えば感染が心配だから学校を休ませるということは欠席扱いにしないということで、出席停止扱いということで運用されてきておりますので、休むことへのハードルが大分低くなってきて、休みがちになってしまっているという傾向も見受けられると聞いてはおります。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 細かい数字をまた頂戴いたしまして、先ほど1名と言ったものですので、違う質問をして申しわけございませんでした。

分散登校等によって減ってくるというのはあるのかもしれませんが、私個人の希望として、持続して登校できるように学校で様々な施策をしていただいて、できるだけそういう児童たちがいないようにしていただきたいと思うわけです。

休みがちな児童というのが先ほど7名いらっしやると。これがどんどん登校、不登校になっていく可能性もあるというお話でしたけれども、そういう児童の様子を細かく観察しまして、実態の把握に努めていただきたいと思います。

2番目の質問の中で、不登校の要因として、以前伺ったときには教育長は、無気力であって漠然とした不安がある人が多かったよとお答えいただいているのですが、今回は家庭の中でそういう問題を抱えていることが多かったという感じだったですよ。

コロンブスの卵ではございませんけれども、家庭でそういうことがあったから出てこられなくなったのか、つまり無気力だとか不安定な要素というのは個人の要因でございますので、それが原因で出てこられなくなったのか、学業で行き詰まったり何かしてしまって、友だちと何かあったりして、それで学力が問題になって出てこられなくなったのか、そこら辺はどっちでしょうか。やはり個人が問題になってから出てこられなくなったか。そこをちょっとだけ伺いたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） こちらも令和2年、3年の統計調査の中で出されている山形小学校の不登校の要因について申し上げます。

令和2年度の調査によりますと、不登校の児童数が5人いるのですけれども、ここは本人に係る状況として、無気力とか何となく不安という要因が5人。不登校児童数の全児童がここに当たっているということで報告がされています。

続いて令和3年度の状況です。先ほど申し上げましたとおり、こちらは不登校児童数が7名いるのですけれども、不登校の要因として、家庭に関わる状況、ここが3区分されているのですけれども、家庭に関わる状況の中で、家庭の生活環境の急激な変化によってなかなか学校に行きにくくなってしまった。不安であったりということもあると思うのですが、ここが1名でありました。

それから、親子の関わり方で課題があって、それが要因で、例えば母親のことがとても心配で学校に行きにくいとか、そんなことがあったりして、ここが5名であります。

それから、家庭内の不和が要因で学校へ登校できなくなってしまったという児童が1人。合計が7名という状況です。

すべて家庭に課題があって来られなくなったかということ、それが主たる要因だけでも、それによって子どもが心理的にいろいろな影響を受けて不安定になってしまって、結果として行けないという状況ではあると思います。ただ、主となる要因、最初のところがそういう状態だったということで区分がされております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 家庭でいろいろなものがあって、本人が図らずも学校に出てこられなくなる。子どもさんにしてみれば非常に大変な思いをしているということは、十分に理解しました。

それに対する支援なのでございますけれども、子どもが学校に行きづらい、行きたくないと

言ったときにはもうSOSは出ているのですよね。それで、3番目の質問で、支援の取組について伺った次第です。

先ほどの教育長のお話の中ですと、学校単位でもっていろいろなチームを組んで、1チームという形でもってやっていただいているというご発言だったと思います。つまり、チームを組んで関係部署等と連携して組織的な対応を行っている、そういうふうには私は解釈しました。つまり、不登校児童の保護者との連絡を密にして、さらに先ほどおっしゃっていましたが、同じ目線で不登校児童を支えていくのだというのを伺いました。これは確かにもっともだと思います。

学校で1年から6年まで行くわけですから、そういうことでシームレスな支援をしていただければ大変いいと思うのですが、実際に1つ伺いたいのは、不登校の相談、これは保護者が8割と、ある報告書にはございます。そうしますと、保護者が気づきました、その相談窓口が分からない、子どもの親御さんが右往左往するということは十分に想定されるわけなのですけれども、村としてそういう方にどのような声かけをしているのか。

先ほどのお話ですと、そういう不登校の現状があった。あったから、そこから始まっている。ですけれども、親御さんがそういう状態になったときに、それをオールカンマでいらっしゃいよ、言ってくればいいのだよではなくて、村としてはどのように保護者の方たちに知らしめているのか。そこを伺います。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 学校では、何かあれば相談室へということは伝えています。

それから、村としては教育委員会の中に、教育委員会の事務局が相談室という位置づけをして、相談員を1名配置して、何かあれば相談をということでお伝えをしているのですが、相談室としては教育委員会の事務局というのはなかなか来にくいというか、実際に来て相談するという件数はとても少ないです。電話の相談もそんなにはありません。

どうしても相談として一番、保護者の方も含めて相談する実績が多いところは子育て支援課がとても多いと思います。小さいときからずっと子どもの様子や保護者とながっているという関係性があるものですから、住民の子育て世帯の方々が相談するには子育て支援課が相談しやすく、自分たちの環境もよく理解してもらっているということで、そんなところが相談の場所としては多いと思っております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） どうもありがとうございます。確かに子育て支援課というのは非常に重要なアイテムというか、アイテムというと課長に怒られますけれども、場所だと理解しています。

総合計画の審議会の中でワンストップの相談窓口の設置・運営というのが複数の重点ビジョンの中に出ております。つまり、環境というのをそういうふうに位置づけるという意味だと思うのですが、そうしますとワンストップでそこで終わってしまうのかどうかという、それをきっちりできるのかどうかということで、ぜひとも村の中で、先ほどの子育て支援課をはじめ、何かあったときに、そのほかの関係部署、それが一堂に会せるようなもの、先ほどの教育長のお話の中だと学校内にもありました、ご家族を、つまり保護者をそこに、ご意見を伺って、そして関係の人たちというお話だったのですけれども、どちらかというとそういう、村の中にすぐに集まれるような感じのものをぜひともつくっていただきたい。そのように思うわけです。

シグナルが出ました、SOSが出ました。そうすると様々な問題がありますので、子育て支援課、福祉課、そのほか住民課、全ての課が、シームレスがない、漏れがないような組織をぜひとも縦横断ではなく横横断でつくっていただきたいと私は思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、放課後の児童館という話ですけれども、先ほど細かい数字を結構出させていただきました。それで1つだけ伺いたいのですが、支援課の設置基準は1単位40名というのがうたわれているのですが、先ほどのお話の中で若干超えているよというのが見受けられるのですが、そこら辺はよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 職員要件等については30対1、40対1というところで基準があります。現在、先ほど答弁を申し上げましたように若干曜日によって差はございますけれども、100名前後が来ているというところで、ご承知のように児童館の施設が、大きなホールというよりは小さい小部屋が6つ、7つの中にそれぞれが学年ごと、時間帯ごと等に分けてお子さんをお預かりしてまして、支援員は常時大体、平均8名から10名ぐらひはおりますので、職員の要件はクリアしています。

利用定員につきましては、1人当たりの面積要件等がありまして、登録定員自体の人数でいくと先ほどの140名の定員は超えている状態ですけれども、利用児童数の部分については定員を超過していないというぎりぎりの運用をしていますが、いずれ

にしろ密な状態が続いておりますので、何かしら対応を考えなければいけないとは考えています。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ありがとうございます。介護保険でもそういう運営基準のところ非常に曖昧というか難しい線引きのところがありますのでご苦労なさっているのは十分に理解できます。

もう一点伺いたいのは、不登校または不登校傾向にある子どもさんが放課後児童クラブに来ているのかどうか。それを伺います。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 基本的に放課後児童クラブを利用するお子さんは下校からの受入れということになりますので、いろいろなご理由があって学校を休んでいるお子さんが放課後だけ児童館に来るということは今まで私の記憶ではなかったかと思えます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） それでは単刀直入に伺います。放課後の児童クラブでございませうね。午前中等、そこに居場所を求めて来るということは可能ですか。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 教育委員会等の協議が必要かと思えます。学校がお休みの間に児童館利用というのはまた調整が必要かと思えますが、基本的には一般利用ということで、放課後児童クラブ以外で高校生までのお子さんはいつでも来ていただける環境にはなっていますので、その辺の調整がかなえば、学校には来ていないですけれども一般利用という形で昼間の居場所として活用することは、また調整が必要ですが、可能かと思えます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 何回も細かいことを申し上げて申し訳ございませんけれども、例えば例を出したいと思うのですよ。あるお子さんが学校に行きたくなった、今日行けるよと家を出た。そうしたときに途中で、よくありますよね、腹が痛くなった、頭が痛くなった、うちに帰りたいけれどもうちに行ったら母ちゃんに怒られると。そうするとどこへ行っていいか分からない。そのための居場所。

だから、例えば児童館にそういうのがあって、そこに行くと。行ったとしたら、そこでしばらくいろいろな人と話をしている間に気分がよくなった、学校に行けると。

それを繰り返していけば不登校にならなくても済むような、私の甘い考えかもしれませんがせんけれども、そういうものはいかがかなと、そういうふうに思います。

今、私、伺ったものですので、再度、今度は村長に伺います。昼間、児童館はそういう不登校の子どもたちに開放できますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の話では、義務教育というのですかね、学校教育というものと、それから子どもたちの、義務である教育なのか、教育をする権利なのかという、こういった両方の見方があると思います。本質的には教育を受ける権利があると考えべきだと思っております。権利でありますので、それを行使しないということも当然考えられると思います。

小さいこういった自治体の中では、そういったところは臨機応変に活用ができる、運用ができるのが利点でもありますので、それぞれのケースによって具体的な相談というか、ケースに合わせて対応していきたい。そんなふうに思っております。以上です。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 先ほど堤課長からお話がありましたけれども、ぜひとも検討していただいて、村長から貴重なご意見を頂戴しましたけれども、全ての人たちがそういう方向に向いてもらいたいとそう思う次第でございます。

子どもの居場所についてなのですが、先ほど教育長からお話をいただいて、非常に多岐にわたっておりまして私まだ頭の中で整理できていないのですけれども、まず不登校ということなのですが、先ほどの村長のお話の中ですと教育というお話が出ておりました。学ぶ権利だと。そういうことが出ておりましたけれども、私自身は不登校の子どもたちに対しては、それはちょっとどこかへ置いておいていただいて、不登校の子どもたちというのは今まさに充電をしている最中だと解釈する。そうすると、これから社会に出て様々な経験をするための一番最初の、社会に出るための学習というのですかね、機会を得る学習というものを今一生懸命やっているのだと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） そういうことだと思います。だもんですから、子どもたちを真ん中にして物事を見ていくということがとても大事で、ではどうするかというと、その子どもたちを社会と関わりをどこかで持たせるような、そんなことはずっとして

いきたいなと思っています。

その子が将来、自立して生きていくということであれば、どうしても社会との関わりが出るものですから、それはとても大事にしていきたくないと考えています。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） どうもありがとうございます。

不登校で自宅から出られない。また、学校に行くのだけれども一日中出られない。そういう子どもさんはたくさんいると思うのですよ。そのためにも不登校の児童の居場所というのはぜひつくっていかないといけないと。

先日、前に教師をやっていた人と話をしましたら、入れ物だけつくっても家から出られない子はどうするのと。確かにそのとおりだと思うのですけれども、先ほどの村長のご答弁の中で、これは憲法の第26条でしたか、教育の権利と。それと親御さんの義務と。そういう話が出ていましたけれども、教育を受ける、机の上だけの教育ではなくて、先ほど申し上げましたけれども、社会に出るための機会、これをつくるための子どもの居場所だと、そのように思っております。

複合施設に移りたいと思いますけれども、フリースペース、学習スペース、文化のセントラルセンターと、そのような位置づけで、大変結構なことだと思うのですね。

以前、私が山形村に来たばかりのころですので30年ぐらい前ですか、そのころに武石村の、亡くなったのですが、診療所の先生がこんなことを言っています。子どもと年寄り、これが自由に遊んで、話し合える。そういう施設はすごくいいのだよというお話をしたように、30年前の記憶ですので定かではないですけれども、思います。

以前、我々が子どもの頃というのは、ガキ大将を中心に縦社会でもって社会のいろいろなものを学んでいた。今、どこを見てもそういう状態になっていませんよね。つまり、子どもと、村の住民、お年寄りたちが一緒にいろいろなことができるようなところ、そこを、複合施設、どんなものになるのか分かりませんが、ぜひともつくっていただきたいとそのように思います。

1つ、村長に、子どもと村民の居場所これをつくるとすればどういう位置づけになるのか教えていただけますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 複合施設の関係でのご質問でございますが、複合施設の、先ほど教育長が答弁で申し上げました、空間を仕切るというのではなくて、1つの空間のところへいろいろな要素が入ってくる。そういったことが漠然としたイメージでありま

すけれども、今、議員の質問の中にございました、子どもとお年寄りが交流するとうか、ふれあうというのが理想というのですか、そういったことができればいいなという思いがございました。

山形村でも何十年か前に、今の児童館のところの名前がふれあいの館という名前なのですけれども、当時の基本的な運営の理念というのは、お年寄りと子どもがそこでふれあうという、要するに2つの機能を合わせた施設として出発しております。

その後、実際の運営になりますと、いろいろな課題、具体的に問題も出てまいりまして、その後、いちいの里ができたということもあったりして、そういったことはなくなつたのですけれども、考え方としては、お年寄りと子どもであったり、いろいろな年代の人が交流をする。いろいろな人間社会の縦も横もいろいろな関係を学ぶというのが生きる力を育む大事だと思います。

また、今、多様な時代ということがございますので、様々な考え方を持っている方もいらっしゃいますし、いろいろな生き方があると思います。不登校だからどうだというのではなくて、不登校の子も当然これからの人生を生きていくにはどうするかという、それを考えることがこれからの課題だと思いますし、これから社会全体で考えて対応していかなければいけない重大な課題の1つだと認識しております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。時間があと少しですので、私の希望を最後に述べさせていただきます。

現在、不登校の受け皿というのは様々な中間教室、フリースクールがありますけれども、その概要を見てもみますと、やはり金銭的なもの、それから毎日来なさい、学習しなさいというものがほとんどでございます。

中に、無料で、時間が決まっていて、その時間に来れば勉強以外のこと、ただし勉強するのは1か月に1日、そういうものも確かにございます。そういうところに子どもが通ってくることによって、学習を強いられるのではなくて、それを苦痛に思う子ども、それがそうではないよということを学ばせる機会、そういうスクールは非常に有効ではないかと思うわけです。

長野県では地域づくり支援金等、使いまして、そういうものをぜひ村の中、これは村全体でなくてもいいです。村の中で住んでいる方がそういうものをNPOでつくりたいとか、そういうものであればそこに手を貸していただいて、できる限り、数が少

ないから不登校の子がそこにいなくていいのだよ、ではなくて、ゼロにすることができないのであればそのような人たち、そのような子どもたちを何とかしてほしいと、そのように思います。

時間が来てしまいましたので、これで終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で40分まで休憩します。

（午前10時30分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時40分）

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位3、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項1「住んで良かったと思える住みがいのある村づくりについて」を質問してください。

上條倫司議員。

（10番 上條倫司君 登壇）

○10番（上條倫司君） 議席番号10番、上條倫司です。「住んで良かったと思える住みがいのある村づくりについて」、質問します。

広報やまがたNo. 522、令和3年3月号に、住んでよかったと思える住みがいのある村づくり、最も大切な目標（重要戦略）として人口対策と行政改革、住みよい村づくりとして6項目、住みがいのある村づくりとして6項目の政策を進めてきたと思いますが、広報やまがたNo. 531、令和3年12月号、みんなで描く山形村の未来プロジェクトについて質問します。

質問1、広報やまがたNo. 531号、施策の満足度・重要度分析について説明してください。

質問2、村の総合評価をどのように感じ、どのような対策を取るか伺いたい。

よろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 上條倫司議員のご質問にお答えいたします。「住んで良かったと思える住みがいのある村づくり」についての質問でございますが、1番目の質問の「広報やまがたNo. 531号の施策の満足度・重要度分析」についてお答えします。

現在策定中の第6次総合計画の策定にあたり、まずは村の現状を知ることが必要でありますので、無作為抽出の2,500名の方へアンケートを実施しました。この設問の中で「村が進めている施策のうち40項目について、満足度と重要度」をお聞きし、満足している点や不満に思っている点を掘り起こし、施策の改善につなげるための調査となっております。

2番目の質問の「村の総合評価をどのように感じ、どのような対策を取るか」についてお答えします。

総合評価につきましては、広報の記事にありますように「住みやすさ」を評価していただける方が6割を超えています。「子育てしやすい村」も高評価をいただいております。

こうした村の強みは、さらに磨くことが必要だと感じますし、一方で評価の低い「産業の活力」「文化的環境」「助け合い」といった分野は、現在策定中の第6次総合計画の中でどんな施策に取り組むことで評価の低い分野を改善していくか、審議会の委員の皆さんの議論を参考にしながら、これからの施策に展開できればと考えております。

以上でございます。

○議長(百瀬 章君) 上條倫司議員。

○10番(上條倫司君) ありがとうございます。重要度、満足度、この縦軸と横軸で表されているわけですが、その中で、村の強みとしてさらに磨いて魅力とするべき分野、最も優先的に取り組むべき分野、それと維持すべき分野という、この枠決めというのは誰が行ったのか、どういうふうに行われたのか、説明願いたいと思います。

○議長(百瀬 章君) 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長(藤沢洋史君) ご指摘の表の見方でありまして、皆さんに、先ほど村長の答弁にありましたアンケート結果によりまして、40項目の中から、この項目について満足している、この項目については重要度が高い・低いといったような

調査をしております。

この方式が、よく総合計画等と民間企業さんの顧客満足度調査に使われるようなCS調査といった方法を使いまして、どのようなサービスに対してどのような満足度が得られているのか、どのような不満を持たれているのかといった調査をする内容となっております。より皆さんに分かりやすくするために、囲みの中で、村の強み、最も優先すべき課題といった表記をさせていただいたといった内容でございます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） この枠組みというのは役場で枠をつけたということですか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 枠組みというのは、線を引いてある枠という意味ですか。

○10番（上條倫司君） 四角ということですか。

○企画振興課長（藤沢洋史君） こちらはうちで委託をしておりますシンクタンクのSCOPという会社で、このCS調査による分析の中で枠組みは決めさせていただいているといった内容です。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 分かりました。それと、枠から外れている部類があると思いますが、これはどのように。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 今、枠組みと申しますか、くくりの中では強み、最も優先的に取り組むべき分野、これがいわゆる課題。それから、維持すべき分野ということで、今の状況を維持するべきもの、それから多分、議員のおっしゃっているのが枠というものの外れている項目かと思いますが、こちらについても施策としてこのまま放っておけばいいというものではなくて、やはり課題意識を持ちながら、特に力を入れるような分類には入らないのだけれども、注目というか、施策としては展開していくといった内容になるかと思っております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 枠から外れている中に、文化財・遺跡の保存・活用、文化芸術環境の充実というような大変重要なところがあると思うのですけれども、その点はどのように。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 40項目をつくるにあたって、審議委員の皆さんからも何度も意見をいただいた中で、こういう設定の設問をして、こんなようなお答えをいただけるというのを審議会の中で議論しております。

外れたから、施策として外すという意味合いではなくて、その40問の設問の中では重要度も低く、満足度も低いといったものがそこにくくられてしまっているといった調査の結果でございます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 分かりました。結果としてはそういう、調査した人の中で意向が強いと。文化遺産の保存・活用という、ほとんどの村の人が、女の人ならお嫁に来て、山形村というのを知っていくわけですけれども、そういう昔からの流れということも分かっていないし、好きな人がいて来た、縁あって来た。それと、家を建ててきた。そういう人たちが、この山形村を知ってもらおうということがすごく大事だと思います。村の歴史ということに関して、全然知らないより知ったほうが村に対する親しみというものが生まれてくると思います。

子どもはここで生まれて育つわけですけれども、そうすることによって学校で教えてもらったりとか、いろいろなことで村に親しみが。親と自分たちとはギャップができてしまうところもあると思うのです。そういう中で、すごく大事なところがあると思います。

それと、12番の文化芸術環境の充実というところが、これから村にいる中において、人とのつながりとか、そういうことも仕事上ではつながりはあっても、そういうつながりをちゃんとつくっていくという。いろいろな分野において、文化芸術、その他においてコミュニケーションの取れる無数の小さな集まりをつくっていくということが村を活性化していく、また定住していくという意味においても大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 議員のご指摘のとおりだと思います。様々な機会、場所を設けて、そういった交流を図っていくというのは村づくりにとっては基本だと思いますので、参考とさせていただきますと思います。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） こういうコロナ禍ということで、公民館活動も十分に活動ができない中において、いろいろなコミュニケーションの取れる集まりを村が率先して

つくっていくことをぜひやっていってもらいたいと。これは1つの要望でありますけれども、そういうコミュニケーションの取れる場を多くつくることが大事だと思います。

村長としてはいかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 前段のところにございました、村の文化だとか民俗というのでしょうか、そういうものの伝承というか、そういったことも大事だということだと感じております。

山形村に住んでいるというのは、衣食住すべて含めて生活の中に文化というのか、そういったものが感じられるということが山形村に住んでいる生きがいに通じればと思います。

今までいろいろな地域の活動もあったり、いろいろなイベントがあって、村民の皆さんが交流する場所が、またコロナということもあったものですから、非常にそういう機会が少なくなったのが現状であります。

そういう中でありますので、特にこれからコロナ収束後を考えたり、また少し収束に向かってきておりますので、村としてもそういった機会をどんなふうにつくっていくかということも考えなければいけないと思います。

村としてもそうでありますけれども、地域においても、それぞれの地域の中でコミュニケーションをどういうふうにとっていくかということもこれから大きな課題だと思います。コロナ前と変わらないような活動ができるかどうか、非常に難しい状況だと思いますが、またそんなこともこれから考えていかなければならないと思っております。

もうしばらく、コロナがこういう状況なものですから、6日ですかね、山形村のコロナの感染者はゼロでありますけれども、もうしばらくこの状態が続いてもらえば、気持ち的にもいろいろな新しい挑戦ができる、そんな思いも出てくるかなと感じております。

以上であります。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。

先日、全員協議会において、じゃんずらの話をしたわけですがけれども、村の一施策として、先日「信州版 新たな旅のすゝめ」と、じゃんずらの中止のお知らせが両方

来たわけですがけれども、どういうことなのかなということも思うわけです。旅はしろ、じゃんずらはやらないという、こういう通知文書が来ると、村民としてもどういうことだと感じるわけです。

じゃんずらも1つの施策という中においては、重要度分析の中で、どこに位置するのかなと思うのです。重要度と満足度と、どういうふうにお考えになるのか、よろしかったらお聞かせ願えたらと思います。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） この40項目の中に、じゃんずらがどこに含まれるかというのは想定をしておりません。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） じゃんずらはやらないことになったわけですがけれども、村民としてもじゃんずらをやってもらいたいという意見はかなりあると思うわけですが、どのような条件が整ったら行われるのかという考えはあるのか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 中止を判断したときが5月初旬になるのですけれども、あの時点では新型コロナウイルス感染対策を徹底することができるかどうか、まずはじゃんずらの祭りの構成要素としては花火と踊りと夜店といった内容があるのですけれども、そのどれもが人数を制限して感染対策を取りながら実施できるかという、あの時点ではなかなか難しいと。

例えば花火も有料の席で升席を用意して、入場者を制限しながら開催できるのか。それもちょっと難しいですし、そうして判断した中では、現状、あの時点で、今もそのようなのですが、完全に安全策を徹底できるかというやはり厳しいものですから、新型コロナウイルスの感染状況、ワクチンの接種率等も含めながら、もう少し安全性というものが担保された時点では開催できるのかなと思っております。ただ、判断した時点ではちょっと厳しかったということでもあります。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） なかなか難しい問題だと思いますけれども、ご開帳、御柱と開催をしているわけです。先日もイギリスでエリザベス女王70年というときにあれだけの人が集まって、マスクもしていない。日本はマスクをしているということで、大変優れた国だと思うわけですが、どこかでやってもらう方向になっていかないと、世の中も回っていかないし、村民としても税金を払っているわけですから、何

かやってもらいたいと思うわけです。そここのところの線引きというものを、どこで線を引くのがいまいちよく分からないのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） じゃんずらの関係でご答弁申し上げますけれども、住民の安心・安全が自信を持って大丈夫と言われる仕組みがつくれるかどうか。そのための住民の皆さんの行動をある程度把握して、統制できるような仕組みができるのかどうか。それができないと、現状では安心で開催可能ですというのは住民の皆さんの安全面を考えるとなかなか難しいという状況であります。

これが先ほど申し上げましたとおり、安全性の面がもう少ししっかり担保できる状況になれば、その時点で開催の判断をしていくというふうになると思います。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。やはり村民の多くは待ち望んでいると思います。花火だけでもという声も聞かれたりするものですから、ぜひ来年度に向けて、花火だけでも上げられるような状況にしてもらいたいと思います。ありがとうございました。この質問は終わりにしたいと思います。

それでは2番目の項に移りたいと思います。村の強みという中において、前回もお話ししたのですけれども、住みやすい村かという中で、「ややそう思う」も入れるとかなりの数字があると。

それと、子育てしやすい村かという、先ほどの小出議員の中からも察することができるわけですが、どこが評価されていると村では思っているのか。それと、医療体制の充実というところもなかなかいい数字になってきていると思うわけですが、そこらのところはどのようにお考えなのか、村の総合評価というところをお願いします。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 先ほどの施策の関係から、今度は村の総合評価ということになります。設問に対して客観的に回答者の方がお答えをいただくという内容になっておりますので、単純に「住みやすい村か」といった場合に、その下の「そう思う」「ややそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「思わない」という5択の中から選んでいただく客観的な調査になっております。

具体的にどこが住みやすいとか、そこまでの分析は今できていないのですけれども、それぞれの担当課における施策についての評価が間接的にはいただけているもの

というふうには判断しております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 「子育てしやすい村か」という中で、「そうは思わない」という人が一番少ないわけですけれども、子育ての終わった人たちにも質問しているということで、これが子育てしている人だったらかなりの数のいい評価が得られると思うのですけれども、そこはどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 村の総合評価をつくる段階なものですから、それこそ年代、性別関係なしに様々な方からご意見を頂戴しなければいけないといったものが大前提としてございます。

前々からお話をさせてもらっていますけれども、2,500人の無作為抽出ということでやっていますので、年代的に偏らないように、地区も上大池、中大池とか偏りがないようにすべてそこら辺は調整をしながら、年齢的なものは無作為で村民の方々からご意見をいただいといたアンケートになっております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。

農業や観光など、地域資源を生かした産業の活力があるかという質問は、「そうは思わない」というのが一番多いわけですけれども、なぜそのようになるのか。「そうは思わない」が多いというのはどういうことなのか、どう理解しているのか。お願いします。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 先ほどのお答えと重複してしまいますけれども、これを農業の方にお聞きすればきっとそういう答えにはならないかと思えます。無作為抽出でありますので、農業の方もいらっしゃれば会社員の方もいらっしゃる、学生の方もいらっしゃるといった内容の中からのお答えの集計でございます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 分かりました。「そうは思わない」というのは、たまたま農家をやっている人の答えが出たのかなとも思いますし、そのところは村としてもどんな方向に持っていくのかということまで考えてもらいたいと思います。

一番大事なことは、農協任せでもいけないし、農協は農協でお金に関するだけでやっているわけですけれども、行政としては人づくりというところを中心にしてやって

もりたいなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 総合計画の中でも、分野がそれぞれ分かれて、健康、福祉、教育等々、それから産業振興、まちづくり、インフラ、最後は行財政改革といったところまで、分野ごとに議論をさせていただいている最中です。

産業振興については守備範囲が広いものですから、1つの項目で1つの分科会を立ち上げて、その中の議論をこの間からさせていただいている最中であります。昨日もシンクタンクのSCOPと私ども産業振興課の担当職員とウェブでの調整をさせていただいたりとか、そこら辺の配慮はさせていただいているつもりであります。

総合計画自体、今、見えないところでご説明してしまっているので大変申しわけないのですが、議員のおっしゃる配慮といったところは十分やれる範囲の中では配慮していくつもりでありますので、またご意見があればいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 私、去年の一般質問で、農業の人づくりと、そういった商工業の人づくりが大事だということで、村を引っ張っていく人をつくっていかないと産業というのはとぼっていってしまう。そういうふうに感じていますので、どうかひとつよろしくをお願いします。

いろいろと問題があるのは当たり前なわけですが、作成中ということで、ぜひ参考意見というものも参考にしてもらえればと思います。この委員会の作成していくにあたって、どういう人選で行っているのかが見えてこないものですから、どういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 今回は今までの総合計画の策定とは衣替えをさせていただいて、今までは役職の充て職で組織建てをしていたのですが、今回は会長に信大の教授の先生に入らせていただいて外部的な面も入れる中、住民の代表の方、村長が必要と認める方、それからそれぞれの組織の選出というか代表の方、議会からも2人の議員さんに出させていただいておりでございますので、全体構成はまた必要であればお配りさせていただきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。

ここの保健医療や福祉が充実しているかという項目と、医療体制の充実という上の図と下の図とでは開きがあるような気もするのですが、この1番の医療体制の充実というところと、保健医療や福祉が充実しているかという満足度としてはちょっと合わないような気もするのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） ほかの議員さんたちのお手元に表がなくて大変申し訳ないのですが、そもそも論を申し上げますと、議員のおっしゃっている医療体制の充実というのは施策の満足度・重要度に対するお答え、アンケートの集計であります。

もう1つおっしゃっている村の総合評価については、村の医療体制についてはどう思うかというアンケートの集計なものですから、聞き手のニュアンスがちょっと違うということをご理解いただければと思います。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 分かりました。表に表すのはなかなか難しいものです。

この村の人口が微減ということで、大事なことは、人が増えるということはいろいろな人が増えるということで、楽しい村にしていくにはそういう意味で人が集まるのが大事だと思いますので、ぜひ充実した村にしていってほしいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 以上で、上條倫司議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。12時までに終われるように20分までといたしますが、よろしくをお願いします。

（午前11時15分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前11時20分）

◇ 小林 幸 司 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位4番、小林幸司議員の質問を行います。

小林幸司議員、質問事項1「水田や畑の不耕作地の課題について」質問してください。

小林幸司議員。

(5番 小林幸司君 登壇)

○5番(小林幸司君) 議席番号5番、小林幸司です。40分という時間をお昼までということで設定いただきました。議長、ありがとうございます。多分そんなにはかからないと思いますが、質問させていただきます。

質問の前に、昨日、関東甲信地方で平年よりも1日、前年よりも8日早く梅雨入りがされました。一転して今日は晴天に恵まれております。これから1か月ほど雨が続きますが、適度な雨をお願いしたいものです。

本年の農作物の春先の凍霜害もなく、昨年のような霜の被害がありませんでした。しかし、ここへきて大分被害の現状が分かってまいりました。果樹では特に、花の咲く時期に高温になり、雨が降ったという状況で、受粉ができないというカラマツ現象が起きております。また、スイカでも低温によりまして花粉が出なくて受粉ができないということ。また、アスパラも凍霜害はなかったものの、その後の低温によって出荷がなかなか伸びなかったということがありました。今後の天候の回復が期待されるところであります。

それでは私の質問をさせていただきます。「水田や畑の不耕作地の課題について」ということで、ここ十数年、山際には不耕作地が増えてまいりました。また、ここ近年では村内の住宅地域の近くにも手つかずの水田や畑が目立つようになりました。

今年の3月には水田の畔焼きによる火災も発生し、不耕作地のカヤに延焼して、山林の一部へと広がってしまいました。また、その他にも不法投棄などの要因にもつながっています。このことから以下の質問をさせていただきます。

- 1、不耕作地の管理は誰が行うのが適当だと思われませんか。
- 2、地権者や地主が管理等が行えない場合は、誰が協力すればよろしいのでしょうか。
- 3、地域の水利組合や生産組合からも既にお手上げであるという意見を聞いております。このような状態に行政として手助けをすることは可能ですか。また、そのようなお考えはありますか。
- 4、今、実習を行っている地域おこし協力隊との今後の活動に向けての話合いはされていますか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(百瀬 章君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 小林幸司議員の質問にお答えをいたします。「水田や畑の不耕作地の課題について」のご質問であります。

1 番目の質問であります「不耕作地の管理は誰が行うのが適当だと思われませんか」についてであります。基本は農地の所有者が行うべきだと思います。

2 番目のご質問の「地権者や地主が管理等を行えない場合は誰が協力すればよろしいですか」ということではありますが、不耕作地については様々な事情で管理が行き届いていないのが現状だと思います。その際には、村の農業委員会へご相談をいただければ、有料ではありますが除草等の管理をしていただける業者等を紹介しております。

3 番目のご質問の「地域の水利組合や生産組合からも既にお手上げであるという意見も聞かれるが、このような状態に行政として手助けすることは可能ですか。また、そのようなお考えはありますか」ということではありますが、山形村の農業委員会では、先ほどの答弁と重複しますが、有料で草刈りなどの管理をしていただける方の紹介や、農地の貸し借り、売買等の販売のマッチングなど、遊休荒廃農地を何とか減らしていかうという取組を日々行っております。行政としての支援は荒廃農地を再活用するための補助金を用意しております。なかなか申請に結びついていない状況ではありますが、行政としては有効な施策が思い当たらないというのが実情であります。

4 番目のご質問の「今、実習を行っている地域おこし協力隊との今後の活動に向けての話合いはされていますか」についてであります。現在、3名の隊員が村内で活動しております。彼らの任務の1つとして遊休荒廃農地対策も含まれております。具体的な効果にはまだ結びついていない状況ではありますが、農地の再生方法や活用事例の研究など、個々に実践している隊員もおられます。担当課では毎月個別面談を実施し、また隊員同士の自主的な話合いも毎月行われております。

以上でございます。

○議長(百瀬 章君) 小林幸司議員。

○5 番(小林幸司君) それでは2回目の質問をさせていただきます。1番、2番に関しては共通してしまいますので、一緒に質問させていただきます。

農地として作れなくなってしまったから手放してしまうのもありますし、何も作らないで放棄してしまうということで、管理については地主、地権者が行うのは当然だ

と思われます。

ですが、その地権者の方が既に山形から移住してしまっていて、そこが取り残されてしまっているという状態もありますが、ここについてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） こちらから転出をされてしまったり、相続等で山形に住んでいらっしゃる方が農地の所有をされている方について、例えばそういったところが荒れているという情報がありましたら、こちらでできる範囲の情報収集を行いまして、所有者と手紙等で連絡を取り合いまして、連絡をして、今こういう状況なので何とかしてほしいというご連絡は常々させていただいております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 今、課長からご説明をいただきました。現在、連絡を取り合っている状況の中で、当の本人の方々はどのようなご返答をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 連絡が取れた方につきましては、前向きに検討していただいている方も中にはいらっしゃいます。答弁にもありましたけれども、この近くでそういった再生ですとか除草をしてもらえるような業者さんを紹介して、実際にどのくらいの費用がかかるかという見積りを依頼をされたりですとか、前向きに検討もされている方も数多くおります。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 確かに昨年まではいろいろな業者の皆さんにお願いをしたり、シルバー人材センターの方が農地の草刈りや生えてしまったヤナギ等の伐採をしていただいている姿を拝見しました。

今年に入ってその機会というか、まだその時期ではないかもしれませんが、2、3年経っていて、ヤナギの木も大分、直径が5センチ以上になっているという状態。これは以前にはシルバー人材センターの方が処理をしていただいた経過がありましたが、ほったらかしになっているという状態もあります。

ですので、先ほど村長からもお話がありました農業委員会等での話し合いもされてということもありましたが、今、村内を巡回するというか調査する、農業委員会の中で月に、もしくはふた月にとか、日程的なところではどのような調査、視察を行っている

るのかお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 「農地パトロール」と称しまして、年に1回行っております。毎年9月になりますが、村内を巡回しております。

前の年の情報ですとか、そういったことも入れながら、今どういう状況になっているかというところを地図に落としまして、数班に分かれまして村内を見ていただくというところで把握をしております。その際に、再生して前の年よりも改善されているところもあれば、そうではなくてもっと進んでしまっているところも見受けられるということで、把握はしております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 年に1回ということで調査を行っている。改善に向けているところもあれば、それ以上に被害が広がってしまっているところ。農業委員会として調査する、地図に落とすということは分かりますが、農業委員会の皆さんも大変苦勞をされていると思いますが、その方々に対して農業委員としてのお願いというのはされているのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） そういった土地を再活用するところまで持って行って、さらに使い手を探すところに結びつけるというのはなかなか難しい現実だと思います。

地域の農業委員さん、それぞれ村内に大勢いらっしゃるものですから、日々そういった相談、ご自身の住んでいる集落の中の畑が荒れているよとか、東原でここどうなっているのかというお話、日々そういった相談を受けながら、巡回については年1回ではありますけれども、月に1回定例会もやっておりますので、そういった場でそういう情報ですとかを共有したり、ここはどうしたらいいでしょうかねということで対応を考えたりという活動はしております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。3番目に移りますけれども、春先になればどうしても田んぼや畑を作るにあたって水路等のせんげざらいや環境整備等、各水利組合や生産組織の皆さんが毎年3月の終わりから4月にかけて耕作の皆さんにご協力をいただいで整備を行っています。

そんな中でも自分が入っている水利組合の中でも、土手草ぐらいまではまだ刈れる

状態であります。年に2回ぐらい、春先1回と夏に1回、草刈りを行ったりはしておりますが、田んぼの中まで入っての伐採までができないという話を聞いておりますので、そこら辺が農家組合とか水利組合の皆さんがなかなか手を出せないという状態がありますので、ぜひそれを、緑と環境からも補助金は出るのだろうけれども、そこまでの日にちがなかなか取れないというのが現状ですので、ここを何とか現状を打破していただけないかなと思うのですが、ここら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 日々そういった農業委員会の情報等で対応はしておりますけれども、なかなか結びつかないような場所、今のお話にもありましたけれども、水利組合ですとかそういった組合の皆さんもお手上げな状態というところも何か所か聞いております。

先ほどのお話にもありました多面的機能支払いの関係の団体さんとの連携を少し取りながら、水利組合では対応ができないような部分について、どこまで手が入られるかということはまた協議してみないといけないのですけれども、新規でそういったことをやるよりは多面の場合は再生ですとか維持ですとか、そういった意味合いが強い活動にはなってくると思うのですけれども、できる範囲でそういった多面的団体さんと連携を取りながら対応ができたらと考えております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） ぜひ今のところはお願いしたいと思います。またそれと、村道の脇の管理についてもいろいろ課題がありまして、水路に面して、田んぼには面していないと。これが村道ののり面であるということから水利組合も手出しができないというところもありますが、ここの管理についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） こちらで把握している部分につきましては、担当課で対応しております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 現状を見るということは、役場の職員の皆さんが行っているということによろしいのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） こちらで把握している部分はこちらで確認しています。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） これから雨が降ったりすると、草は旺盛に繁茂しますし、道路状況も悪くなってまいります。なかなか農家の皆さんが自分の周りの、畑ではない、自分の土地ではないところまで草刈りをしようという時間がないので、なかなかそこができないのが現状だと思いますが、協力をいただけると、いただいてほしいというお願いをぜひ村からもお願いしていただきたいと思います。

最後の4番目の地域おこし協力隊の皆さんの活動についてお伺いします。

今、3人がそれぞれの農家に入りまして実習を行っているわけですが、現状、どのような農家に入って、氏名等は結構ですが、主にどんな作物を作られているのか、現状を教えていただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 3名の方が今、活動中であります。主は基幹作物であります長芋、スイカ、そういったものの作付をされているということで認識をしております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。大農家という言い方なのか、実践的に行っている農家への実習ということで、そのメインの作物を作るためには、ほかの不耕作地のところまでなかなか関心が行かないというのが現状だと思います。もしこの3年間という実習を終えた後で自分たちが何を作りたいのかという話し合い等はあるのか、希望は取っているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 月に一遍の面談等を行っておりまして、その月どんな活動をしたかとか、どんな作業をしたかということはこちらに報告をいただいております。作業の内容等は把握しておりますが、今後、自分の夢というか、今後どうしていきたいのかという話に発展することもあります。「今はこういった長芋、スイカをやっているのだけれども実は果樹をやりたいんだよね」とか「もっともっと農家と住民とをつなぐような活動をしたいです」とか、非常に夢も語るような、面談のときにはそんなシーンもありますので、そこに入って基幹作物を勉強するという以外にも、隊員の皆さん、ほかにも目を向けて自分の夢を実現させるためには今後どうしていったらいいかということは自分なりに考えて日々活動をされていらっしゃると思っております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。ぜひその3人が山形村で土地を借りたり買ったりして農業を続けていってほしいと思います。また、以前の予算の中で、大型特殊とか機械の免許を取りたいという方が現れたらということで予算を盛ってありますが、その大型特殊の免許を取得される希望者は現在いらっしゃいますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 大型特殊の免許の取得については、たしか地域おこし協力隊の方のための予算だと確か認識しておりますが、その関係ですね。昨年の令和3年度中の予算で計上させていただいて、3人の隊員の中でお二人は取っていなかったということで、昨年中の予算内で取得を完了しておりますので、今年度はそういった予算については計上しておりません。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。今、大型特殊を去年1人取得したということで今年度は希望がない。もし希望されたら予算を新たに盛ることは考えていますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 地域おこし協力隊の交付金の中で、協力隊の皆様のための予算づけということで昨年は計上させていただいたものですから、一般向けの、村内に住んでいらっしゃる方向けの補助制度ということではありませんので、そういったことは今のところ考えておりません。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） すみません。質問の仕方が悪かったと思います。地域おこし協力隊員のための大型特殊の免許の補助ということでお聞きしましたが、今年度はないということでもあります。

今後、地域おこし協力隊の皆さんが1回体験している農家以外のところで体験するという予定等は考えていらっしゃいますか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 本人の希望をまず最優先にしてあげたいと考えておりますけれども、中にはもう2軒目に行っている方もいらっしゃいまして、農家側の皆さんもなるべく大勢の人から習ったほうがいいよというご助言をいただいておりますので、そこら辺は本人と詰めさせていただく中で決めさせていただきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 先ほどのお聞きすると、長芋、ネギ、スイカあたり。あとは課長が言われたとおり果樹をやってみたいと思うかどうかは分かりませんが、果樹農家への研修に入りたいという気持ちのある方は今現在の3人の中にはいらっしゃいますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 具体的に、どこにという親身な相談についてはまだ受けておりませんので、「実は桃をやってみたいんだよね」ということを夢で語ってくださった方は、今後、国内や国外に輸出もしてみたいなど、本当に壮大な夢でしたが、そんなことを語ってくれました。具体的にそういうことがもし希望であれば、先ほど藤沢課長が言ったとおり、対応を考えたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。農家というのは、山形が特殊かもしれませんが。朝日村洗馬に行けば葉野菜メインで行っている皆さんが多いわけですが、山形村自体がいろいろな農作物を作って収益を上げている。もし1個が駄目でもほかの物から収益が上げられるという総合的な農業が盛んな土地であるので、いろいろなものを作ってもらって体験をすることも大事だと思います。

この地域おこし協力隊ではなくても、山形村に住んでみたい、来てみたいというところで農業体験をさせてあげる。貸家というか。そういう計画もあったように感じておりますので、ぜひ農業体験をさせてあげられる計画を今後考えていくことは行っていきますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ありがとうございます。隊員の中には、先ほども申し上げましたけれども、体験中心にやりたいという方もいらっしゃって、実際にもうそういう活動がされている隊員もいますので、そういうところから山形村ファンということで、地域おこし協力隊のやる体験教室を通じて移住につなげていくですとか就農につなげていくという方向が、そういう循環ができていったら未来は明るいのかなと感じております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 最後に希望というか、お願いを。観光面にもつながると思います。今の収穫体験に関しては、山形村でもいろいろな皆さんが収穫体験をされております。物がなって収穫してすぐ自分の口に入るところで収穫体験に来る。これ

は当然なことだろうと思いますけれども、それ以前の農家の皆さんがどのような体験をしながら、経験をして、農業をやっているのか。そのつながり。ほかの地域では田んぼに稲を植えることから始まって、いずれは自分のお米になると。それも収穫体験になりますので、ぜひ今後、種まきから植え付けから、その体験ができるというところも含めての山形村への誘いをしていただけると考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） 要望でよろしいですか。

○5番（小林幸司君） はい。

○議長（百瀬 章君） 以上で小林幸司議員の質問は終了しました。ここで休憩します。午後1時まで休憩。

（午前 11時47分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 百瀬 昇一 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位5番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一議員、質問事項「大きく変わった半世紀、山形村を支える地域づくりは、地域力アップに積極的な支援と助成金増額が必要」について質問してください。

百瀬昇一議員。

（3番 百瀬昇一君 登壇）

○3番（百瀬昇一君） 議席番号3番、百瀬昇一です。

昨年12月の一般質問において、最後の質問としたつもりですが、私は後継者ができませんでしたので、2期目の4年間よろしく願いいたします。

今回は、以前から何回となく山形村の歩み、山形村の歴史についての質問をさせていただきましたが、今こそ村の歴史を改めて確認を深くしていただいて、新しい方向の取組をお願いするための質問とさせていただきます。

「大きく変わった半世紀、山形村を支える地域づくりは、地域力アップに積極的な

支援と助成金の増額が必要」。

昭和、平成、令和と、山形村の歩みは60年、50年前は村営保育園発足、第1次農業構造改善事業着手、鉢盛中学校落成（松本市、朝日村との組合立）、第2次農業構造改善事業着手、中信平総合開発事業着手、清水高原観光開発事業着手、山形村村章の制定、開村100周年記念式典挙行、村営保養センター「清水荘」オープンなどの多くの歴史がありました。この後、多くの事業、開発などがされ、便利になった村だと実感しています。

しかし、その裏もあります。平成15年には周辺市町村と合併せず、山形村存続の決定がされた。これからは人任せでなく、自らの村づくりを助長していくことこそが、この村が存続・持続可能にしていくことだと思います。したがって、村民の自覚を促す施策を、山形村を支える地域づくりは地域力アップに積極的な支援と助成金を増額することが考えられます。

令和4年度村長の施政方針は、村政においてはデジタル・気象変動などの社会課題への対策とともに、少子高齢化・人口減少・風食被害・地域コミュニティの変質などの地域課題への対策も喫緊の重要課題でありますということでした。

そこで、この重要課題には地域コミュニティ・地域の常会・常日頃の地域住民のお付き合い、役割、リーダーづくりと後継者づくりが唯一の解決策であり、欠かせません。付け加えさせていただきますが、民主主義の基本は多くの方が役を持ち、地域に関わりを持つことであると思っています。

今までに何度か地域づくりの質問をいたしました。いま一歩進めた具体的な地域自治組織育成の方向が出されていません。

今、コロナ禍ということもあって地域自治組織のコミュニティの後退感も進んでいると考える中での質問となります。

令和元年12月の一般質問にも提示させていただきました内容の確認をさせていただきます。

地域自治会の大事な役割は。

安全・安心の生活環境、地域美化・ごみ置き場の管理・防災・防犯、交通安全など。これは地域コミュニティ、地域住民の絆なくしてできないものです。そこで、地域コミュニティ、地域住民の絆を深めることが重要です。

このことの理解を深めるための新しい施策ができないか。地域の常会・常日頃の地域住民のお付き合いなくしてこの村の繁栄は語れません。

形骸化する地域の問題点。

役員は回り番・重複する役が多い、責任感希薄化傾向・高齢化による担い手不足、中間省略いたします、後継者不足・後継者をつくらない、地域のコミュニティは連絡ではない、核世帯・共稼ぎ世帯の増加など。地域のコミュニティは常の付き合いであるなど感じながら、前向きな意見が少なくなっている。

今、審議中の第6次山形村総合計画にこのことが大いに盛り込まれ、予算化されることを願い、幾つかの質問とします。

1、行政サイドでいろいろな形をお願いしている役の説明などをどのようにしているか（依頼時と最初の会議時に）。この組織の目的・決まり・規定・お願いすることなどの説明はどのようにしているか。

2、今行っている報酬・お礼、活動手当等の基準などはどのように示しているか。各役の報酬・お礼・活動手当の見直しをしたらどうか。

3、地域コミュニティは常のつながり、常会であった。常会が連絡班になぜなったのか、なったのはいつか。

4、役の選考方法の工夫が必要、選考方法は各地域が責任を持つような、いろいろな新しい地域定数・選挙区制などの大胆な提案ができないか。

形骸化する地域の問題点については時代に合わせた進化が欠かせません。こういふ中で、地域の人材づくりに向けた新しい仕組みを。役においては定年制、年齢制限、任期の制限など、特に後継者づくりの新たな体制づくりができないか。

5、地域力の低下により、地域が荒れ、地域がなくなる危機を感じています。ここ5年、10年の間に、空き家・空き地など管理が行き届かない家・畑・田んぼなどが増えていると思われませんが、それぞれ時系列で、どのくらいの件数になっていますか。また、この対策はどのように考えていますか。

6、今いろいろな学びの場が持たれ、いろいろな学びの取組がされていますが、次世代を担う子どもたちの地域力が弱まっている感を私が感じて、いまひとつ進めた学びの場ができないか、という質問ですが、それと今取組がされています目玉の事業・講座にはどんなものがありますか。

山形小学校に新しい校長先生が参りました。その校長先生の言葉を引用させていただきますが、「将来仕事をつくり出せるような人になり、生まれ育ったところでやろうと思ってくれたらいい」というご挨拶が市民タイムスにありました。というようなふるさとづくりができたらと思ひ、これからの山形村を引っ張っていくリーダーづくり

をどのように行っていくか。それぞれ自らを主眼に置いての取組を。

以上、長々の質問ですが、よろしく願いいたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長並びに教育長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬昇一議員のご質問にお答えいたします。「大きく変わった半世紀、山形村を支える地域づくりは、地域力アップに積極的な支援と助成金の増額が必要について」のご質問にお答えします。

1 番目の質問の「行政サイドでいろいろな形をお願いをしている役の説明など、どのようにしているか」についてであります。委員会等につきましては、最初の会議の際に組織の目的、構成内容、活動内容等を説明させていただいております。募金などに係る依頼については、各団体から文書で連絡長に目的などについて依頼をしております。

2 番目のご質問の「今行っている報酬・お礼・活動手当等の基準等どのように示しているか。各役の報酬・お礼・活動手当等の見直しをしたらどうか」についてですが、区の三役には報奨金としてお支払いをしております。

区長さんにつきましては、基準額に地区内の世帯数によって配分した額を加算し、10月と3月の2回に分けて支給をしております。

令和3年度の実績では、小さな区では43万6,180円、大きな区では51万7,000円をそれぞれ戸数割で交付してあります。また、区長代理、区会計さんについては、区長代理3万6,000円、会計2万5,600円を謝礼として交付しております。各連絡長については、毎月依頼しております文書の配布と寄付などの集金に対し、交付金として1戸当たり1,700円に戸数を乗じた金額を連絡長、組長に交付をしております。現在の謝礼等については、コミュニティの見直しとともに今後検討して参りたいと思います。

3 番目のご質問の「地域コミュニティは常のつながり、常会であった。常会が連絡班になぜなったか、なったのはいつごろか」ということですが、行政区画審議会に昭和54年2月諮問をされ、昭和54年12月に答申、昭和55年4月「新行政区画実施要項」を制定し、1年間の調整期間を経て、昭和56年4月より本格実施となっております。

答申内容に不明確だった区の境界を明確にすべきとし、行政区の整備にあたっては特殊な地域を除き、現在の常会を単位に認定をし、線引きによって区域を明確にする

とともに常会を連絡班とし、その長を連絡長としたらどうかと答申を受けており、名称の変更が行われたと思います。

4番目のご質問であります、「役の選考方法の工夫が必要、選考方法は各地域が責任を持つようないろいろな新しい地域定数・選挙区制など大胆な提案ができないか」についてであります、山形村においての役についてはその負担感から後継者難という課題にもつながっていると感じております。

対策として、数多くある役職や各団体の組織体制や事業の見直しを働きかけ、ご協力をいただいておりますが、今後も役場関係の役や地域の役など、必要な役については継続していくことが重要であります、役の見直しも合わせて行うことが必要だと考えております。また、役職の候補者となる人の選定などの困難な場面で、役場も相談に関わらせていただくことも考えていきたいと思っております。

議員のご指摘の地域コミュニティの課題は、大胆な改革が必要だということでございますけれども、これについては同様に感じております。

5番目のご質問の「ここ5年10年の間に、空き家・空き地など管理が行き届かない家・畑・田んぼが増えていると思われるが、それぞれ時系列でどれくらいの件数になっていますか。また、対策はどのように考えていますか」についてお答えします。

空き家については、平成29年度に業者委託をし、全村的な調査を実施いたしました。そのときには85件の空き家を確認し、そのうち管理もされていないものが25件であったと聞いております。近年は詳細な調査は実施しておりませんが、担当課での独自調査では空き家は増加していると報告を受けております。空き地については特に把握しておりません。

次に、遊休荒廃農地の近年の推移ですが、令和3年度の状況は田んぼが3.7ヘクタール、畑が7.4ヘクタール、計11.1ヘクタールでした。平成30年度の12.6ヘクタールと比べますと、水田では1ヘクタールほど減少しているものの、全体的には横ばいの状態となっております。

役場へ相談があった農地や農地パトロールの際に近隣へ迷惑がかかっていると判断される農地については、所有者の方へ連絡を取り、管理をしていただくようお願いをしております。

また、高齢や遠方にお住まい等ですぐに対応できないという方には、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、有料になりますが管理していただける方を紹介させていただき、また、農地のマッチングも行っております。

6番目の質問に関しましては教育長から答弁を申し上げます。

(教育長 根橋範男君 登壇)

○教育長(根橋範男君) 百瀬昇一議員の6番目の質問にご答弁申し上げます。「次世代を担う子どもたちの地域力が弱まっていると感じているが、いま取り組んでいる目玉の事業・講座にはどんなものがあるか。また、これからの山形村を引っ張っていくリーダーづくりをどのように行っていくか」とのご質問をいただきました。

山形村教育振興基本計画の基本理念では、山形村で育てたい子ども像を「ふるさとを愛し、社会の変化に主体的に対応でき、お互いの多様性を尊重し合う子どもたちの育成」としています。この理念をもう少し具体的に申し上げますと、ふるさと山形村に誇りと愛着を持ち、村の中で幸せに暮らしていけるよう、その時々地域の課題に主体的に取り組み、村の関係者と連携・協働しながら課題の改善に向かっていく力の育成をしていこうというものであります。こうした子供の力の育成については、育てたい子ども像の考え方を共有し、子どもと関わる様々な団体等が山形村への帰属度を高める活動を行っております。

ご質問の目玉の事業・講座につきましては、それぞれの関係団体等が行う全ての活動が該当すると思われませんが、特に例示するとしましたら、コミュニティ・スクールの活動や、学校支援地域本部活動、山形小学校で行われていますふるさと学習やキャリア教育などがあると考えられます。

次に、これからのリーダーづくりをどのように行っていくかについてであります。ふるさと学習やキャリア教育を大事にしながら、子どもたちが地域社会と関わる活動を進めたいと考えています。

例えば、子どもたちの願いを出発点とし、子どもたちが自ら地域課題に取り組み、「やればできる」という実感を得られるような学習の取組を進めていきたいと考えています。そこからふるさと山形村への愛着を高めるとともに、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育てていきたいと思っています。地域社会の課題や改善策を考えたり、そのために地域の多くの大人と関わる取組が豊かなふるさとをつくっていく持続可能な地域づくりにつながっていくものと考えております。

○議長(百瀬 章君) 百瀬昇一議員。

○3番(百瀬昇一君) それぞれありがとうございました。

最初の質問の中ですが、行政でお願いする役で質問させていただきましたが、私も現役の仕事のときなり、その後の地区の役での説明でも、なかなか皆さんにご理解でき

るような説明がうまくできませんでしたので、そんなことでぜひ心がけてもらいたいということで、私がそんなふうにして説明した気持ちですが、いろいろの役なりその団体の目的について、それぞれ長なりトップになった方をお願いするほうで、それぞれの思いを、お願いするほうの思い、受けるほうの思いがうまくかち合うような取組をぜひしてもらいたいということで質問したわけですが、皆さん、それぞれ事務局になられる方について、そういう気持ちでやられているかどうか。やっていると思いますが、改めてどなたか、そういうつもりでやってくれるとうんと助かりますが、どなたか答えられたらお願いします。どなたかという、村長しかいないよね。村長さん、お願いします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 役の一番最初のお願いの仕方というのですか、一番最初の接点はそこだと思うのですけれども、常々、職員の皆さんにもお願いしているのは、最初の会議が開かれたときには、この会というのは先ほど申し上げましたけれども、どういった目的で、年に何回ぐらい開催されて、会の成り立ちというのですか、そういったものから必要性、そういったことをまず理解していただく。

それで、長になった方には、その会を運営していただくと。職員はあくまで事務局でありますので、その会の長の方の事務局として、その人の指示に従って動く。基本的なことではありますけれども、そういった委員会の運営方法、またそういった会が生き生きと活動することが一番でありますので、休眠状態といいますか前年踏襲で毎年同じことをやるというようなことのないようにということを職員の皆さんにはお願いしていると、そういった経過であります。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。ぜひそんな気持ちで、それぞれ事務局の方は心がけてもらいたいと思います。基本的なことですが、何回も事務局をやっていると同じようにやってしまうという傾向にはなります。私もそういう経験がありました。そんなことですので、ぜひ事務局としてなり、それぞれの立場で、その関係者と連携をして、その会議をなるべく短時間で終わるようなやり方をぜひ工夫してもらいたい。私もせっかちなもので、どんどん説明してやってしまうほうなので、ぜひお互いが理解を深められてでも会議が短時間で済ませられるようにしてもらいたいと思います。

次に2番目ですが、役員報酬なりお礼なり活動手当の見直しについては、できた

ら、特に区の関係については上げてもらいたいという内容なのです。

というのは、私も区の役員を経験した中で、確かに基準をもう一度確認させてもらいますが、基準は固定の金額と、例えば区長の報酬ですね、固定と戸数割だと思っただが、戸数割については多分、連絡班に入っている戸数だと思っていたが、何でそういうことを言いますかということ、常会なり区なりに未加入の方がいますが、長の立場になると、そういう方からもお願いされたり相談されることがあるのです。私も何度かありました。そんなことで、そういう人の対応もしているのです。

それと、行政も役の推薦依頼なり選考依頼が来ますね。そんなことで、そういう役もやっているし、そういう意味合いの中ではもう少し戸数割だけではなくて固定費も少し上げるなり、地域力を上げるにはただ応援しますとかそういうことではなくて、金額的にも若干上げて、ぜひお願いしてもらって誠意を見せてもらったらどうかと、そんなふうに感じておりますが、どんなものでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまのご質問でありますけれども、本当に多くの皆さんには大変ご苦勞をいただいているところであります。特に区長さんにつきましては、先ほどの金額については均等割りで40万円プラス世帯割ということですのでけれども、世帯割自体、原資が45万円ということで、それを6区に分散させていただいているということで、大した金額ではないのですね。

ということもありますし、今現在も地域コミュニティの関係で、毎月区長の会を開催しているような状況ということで、本当に金額については考えていかなければいけないのかなということもございますので、先ほどの村長答弁にもございましたとおり、特に職務をスリム化していかなければならないというところもあるのですけれども、金額の部分についても考えていかなければいけないということでもあります。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに増額してもらいたい。本当は仕事のボリュームから行くと、私の所感なのですが、倍とは言わないけれども1.5倍ぐらい上げてもいいのではないかと。

それぞれご説明いただきましたが、地域力アップだ、村民力アップだとよく村長は申しますが、やはり力をつけるにはそれなりの燃料が要るということで、燃料をもう少しちょっと充実してもらいたい。

そんなことでお願いするわけですが、各連絡長さんの関係は行政連絡事務費という

のは説明いただいたが、自主防災組織育成金というのがあるが、目的が限定的なもので、もう少し幅広く、防災の備品とか、防災倉庫に入れるものが主になっているので、もう少し工夫した助成を出せないか。

なぜかという、毎年、各区20万円と120万円の予算が組まれています、ほとんど使われないで済んでしまっていますよね。なぜそれを言うかという、私がやったときにこの助成金の、その中に入れるもの変わったものですが、少し広げてもらったのです。ぜひということでお願いして、少し広げてもらいました。ただ、これについてはもう少し活動的なものに助成できないかと。

例えばの話、災害時のワークショップ、具体的な内容はよく言えませんが、外部からの講師を連れてきたりして、そういう訓練をする機会とか、もう1つは区の中でするので言いますが、文化的な活動は公民館の予算でというふうに、もう少し弾力的に活動について出せないかと。

というのは、今、冒頭に言った、常会が連絡班になって、どうも無機質な組織ですので、聞いた感じがね。常日頃の付き合いは常会と言えうんとあれですがね、そういう意味合いの中で、この自主防災組織の育成金とか、いろいろなこういう助成金、地域関係の助成金についてはもう少し弾力のついたものにできないかと思いますが、今私が言ったことに対してどんなふうに感じますかね。お願いします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 連絡長会議の際にもお知らせはしているのですけれども、活用していただきたい補助金ということでご紹介はさせていただいているところあります。

先ほどご質問のありました自主防災組織の補助金ということで、こちらについてはどうしても防災資機材の整備ということでハードの部分について助成をさせていただくという内容になっていますので、今、防災のことを非常に重要視されているような状況でありますので、そういったソフト面でも対応できるような形で今後は検討していかなければいけないのかなと感じます。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。予算もついてしまったようですので、今すぐとは言いません。ぜひそんなことで前向きに検討していただきたいと思います。

3番目、連絡班になったのはなぜ、いつかということで質問した件ですが、たしか55年、56年と記憶にございます。結構いろいろ問題になったのだよね。どこへつ

けた、ここへつけた、各常会によっては自分の新宅を常会外に、違う常会のところに建てちゃったりいわゆる畑があったりや田んぼがあるものだから、その人はどうするだとか、いろいろあったんですよ。そんなことで、これについてあえて質問させてもらいました。

連絡班という意味は分かりますけれども、どうもこういう事務的な無機質な組織になってしまって、ぜひ押しつけにならないような、もう少し連絡班というのが常会的になるような指導とか支援がしてもらえたらと。そのような工夫が何かありましたらお願いします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 連絡班、常会ということでありましてけれども、これは今、百瀬議員の質問の趣旨は昔風というのですか、何十年か前の常会で、戦後、隣近所が非常に深い結びつきがあった時代の隣組というか、そういった町内会みたいな自治会をイメージしていると思うのですけれども、今、行政でいろいろ研究しておりますのは、どちらかというとなんとそれは逆の方向でありまして、隣近所は挨拶ができる程度の柔らかいつながりというのですか、そういったところで、あと、本当の自治会というところは、要するに昔ながらの冠婚葬祭からいろいろな付き合いがあるわけでありまして、そのところは昔ながらの付き合いをしていただく。行政は、できるだけ穏やかな付き合いというのですか、そういったことにしていったほうが連絡班に入っていたきやすいのではないかと、そんなことを考えております。どうなるかは区長さん方、現場の責任者であります、そこが一番でありますので、いろいろまたこれから研究してまいりますけれども、行政としてはそんな方法も1つだと今考えているところであります。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） はい分かりました。やれることは分かりますが、もう一歩進んだ取組をお願いします。

確か山形は昭和40年代頃から宅地造成がうんと盛んになりましたので、そんなことでの取組ですので、分からないわけではないが、もう一歩進めてもらいたいと思います。

時間もなくなりましたので、途中、割愛をさせていただきますが、最後の6番。この間、福祉文教常任委員会で校長先生と懇談会をさせていただきましたが、地元の人が校

長先生ということで、大池昌弘さん、教育長さんはこの記事を市民タイムスの5月10日火曜日の記事を見ていただいていると思いますが、この記事を見たのと、また懇談会のときにご同席いただいておりますので、この詳しい内容も受けていることと申しますので、教育長さんのその感想を一言いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 校長先生の将来こんな子どもになってほしいなという願いが書かれていたと思うのですけれども、あそこで校長先生がおっしゃっていたのは、これからは非常に予測困難な時代だと。今ある仕事の6割は新しい仕事に置き換わるだろう。そんなところで不確実性の時代を生き抜く子どもたちにとってぜひ新しい仕事がつくれるような、そんな子どもになってほしいし、また村の中でそういったイノベーションを興してほしいといったことを言っていたと思います。

このことは国の中でも言われていることですし、この基盤になるのは、やはりふるさとが好きだという子どもをつくっていくことだと思っています。地域への帰属度を高めていくという、それがとても大事なことかなと思っています。

○議長（百瀬 章君） 以上で、百瀬昇一議員の質問は終了しました。

ここで45分まで休憩します。休憩。

（午後 1時40分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時45分）

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位6番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「村主催・大型イベント開催の現況評価と未来志向」について質問してください。

大月議員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 議席番号8番、大月民夫です。数多くの出会いや感動を創出し、

地域コミュニティの礎役を果たしてきました村主催の大型イベントは、村民運動会並びに総合文化祭は70年以上にわたる足跡を刻み、夏祭りもじゃんずら音頭がデビューした以降だけでも40年近くの歴史が積み上げられてまいりました。

しかしながら、近年、コミュニティ力にほころびが生じ始め、イベントへの期待度も村民の皆さんそれぞれに多様性が際立つ中、コロナ禍が追い打ちをかけ、工夫しながら開催いただきました総合文化祭以外のイベントは2年もしくは3年間にわたるブランク期間が生じてしまいました。コロナ感染症の今後の動向にもよりますが、長年培われてきました同内容でのイベント再開には相当数のエネルギーが欠かせないのではないかと考えられます。

この機会に、イベントの在り方を一旦見つめ直し、これまでのイベント運営方法の評価を試みながら、未来志向としてのワクワク感が増幅するようなイベント内容へのリニューアルを目指した議論の出発点になりますよう質問させていただきたいと思えます。

初めに、本年度のそれぞれのイベント、夏祭り、村民運動会、文化祭を対象とさせていただきますが、現時点での運営基本方針を伺います。具体的には、内容的に従来との変更事項はありますか。並びに、実施に向けた諸条件がありましたらお聞かせください。

続きまして、組織力の弱体化が否めない連絡班選出役員に負荷をかけざるを得ないイベント運営の見直しを求める声への所見をお聞かせ願います。各地域で頻繁にお伺いする声ですが、連絡班の役員改選で最も難航するのが公民館活動に携わる分館役員のようにあります。夏祭りでじゃんずら音頭の踊り手をこなすことや、運動会の選手選考に日夜飛び歩くご苦労が脈々と語り継がれ、心情的なハードルが高まっているそのせいかなと思えます。

終わりに、古きをたずねて新しきを知る「温故知新」という論語がございます。多年にわたりまして醸し出されてまいりましたイベントで得られます相乗効果を引き続き極めるには、イベントの中身を時代背景に沿った「リニューアル」が求められていると思えます。幅広い英知を結集する英断に期待をいたします。構想並びに所見をお聞かせ願います。

以上、通告に基づき質問といたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

(教育長 根橋範男君 登壇)

○教育長（根橋範男君） 大月議員の質問事項であります「村主催・大型イベント開催の現況評価と未来志向」につきましては、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ尊重と調整をいたしましたので、私の方からお答えさせていただきます。

最初のご質問であります「本年度のイベント（夏祭り・村民運動会・文化祭）の現状での運営基本方針」についてご答弁を申し上げます。

夏祭りやまがたじゃんずらにつきましては、開催目的の達成に向け、コロナ禍の中にあっても何かしら開催できる方法はないか検討いたしました。新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底することが困難という判断から、本年度の開催は中止となりました。

次に、村民運動会であります。公民館での具体的な検討はこれからになりますので、新型コロナウイルス感染症対策の考え方や競技種目を含め、運動会の取り組み内容の変更、実施に向けた諸条件等につきましては、今後7月までに検討がされることになっております。

また、総合文化祭につきましては、公民館での検討は8月頃からになります。総合文化祭が村民の皆様の日々の学びの成果を発表する機会となりますので、展示と芸能発表という今までの内容について、従来と大きく変更することはないと思われ。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、本年度の総合文化祭のあり方も規模を縮小しての開催など、変更もあるかと思われ。

次に、2番目のご質問であります「連絡班選出役員に負荷をかけざるを得ないイベント運営の見直しを認める声の所見」についてであります。人と人をつなぎ、支え合う地域づくりにとって必要と考えられてきたイベントの意義や役割については大切に位置づけながら、従来のイベントの内容や運営のあり方を現在の環境に合うように見直していくことは必要なことと考えております。

なお、連絡班役員の負担感の現状等につきましては、先ごろ開催されました区長の会に公民館の正副館長が出席し、区長から各区の状況や意見を聞かせていただいております。

次に、3番目のご質問であります「多年にわたりイベントにより醸し出されてきた相乗効果を引き続き極めるには、イベントの中身を時代背景に沿った『リニューアル』が求められる。そのための構想並びに所見」についてであります。村内で長年

継続してきたイベントは、人づくり、つながりづくり、地域づくりにとって効果があったと考えております。また、こうしたイベントの開催により、改めてふるさと山形村のよさに気づき、地域への帰属意識を高める機会にもなったものと思っております。

先ほど述べましたとおり、イベントを開催する目的を大切に捉え、目的達成に向けてのイベントのあり方を検討していく必要があると考えております。具体的には社会教育の中核をなす公民館の分館長会や専門部会、公民館運営審議会等での検討や、若者の考えを聞く機会を積極的につくっていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） それぞれのイベントの執行機関としての基本的な考え方をお聞かせいただきました。いずれにしましても、今後のコロナの動向が全てかなという第一印象でございます。

今日まで各イベントの実行委員さんをはじめとしまして、本当に数多くの皆さんがバトンを受け継ぎ合いながら、懸命に継承してまいりました意義深いイベントであり、まさに歴史でもあると思います。

現状での評価を試みながらでございますけれども、未来志向的な観点でのリニューアルの道筋を探求してみる、そんな視点でイベントごとにもう少し議論を深めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、今、教育長からもお話がございました、本年も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止となりました夏祭り山形じゃんずらにつきまして、盆踊りと花火大会に焦点を当ててみたいと思います。

まず、盆踊りでございます。盆踊りの歴史はじゃんずら音頭が華々しくデビューするまでは婦人会の皆さんが中核となった山形音頭が盆踊りのメインだったことを、私、幼心ですが、記憶しております。おおむね40年前、当村も松本、塩尻市、近隣の都市部のベッドタウンとして急ピッチな人口増が目覚ましい、活力がみなぎる時代に、まさに新旧住民がすがすがしい交流の場を求めた演出のために、山形音頭からじゃんずら音頭にリニューアルされた、タイムリーな戦略だっただろうと勝手に想像をしております。

今後も今しばらく、この路線で行くかどうかは多くの村民の皆様の意向、英知を結集いただきたいと思いますけれども、夏祭りイコール盆踊りというイメージが、徐々にではございますが、世相は薄らいでいるのではないかとも言えそうでございます。この際、夏祭りの主役を思い切ってお若い皆さんに委譲し、今度はじゃんずら音頭か

ら山形バージョン、よさこいソーランにリニューアルしてみるのも一案か、そんな意見も聞こえてきます。

当村では保育園児からソーラン節で鍛えていただいておりますから、飛び込みやすいかもしれません。突飛な発想で恐縮ですが、所見だけでもお伺いできましたらお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） ただいまご提言いただきました事項につきまして、実は事務局内部でも、イベントの企画・運営を若い人たちに一回お任せしてみようかと。小学生も中学生も高校生も大学生も入れた中で実行委員会組織をつくってやってみるのも1つの方法かなということで、その中で今、ご提言いただきましたよさこいソーランの話もありましたし、また、ほかで若い人たちがやっているようなものも考え方として出てきております。

これから地域をつくっていく若い人たちの考えというのも入れて、もう一度、何かウキウキするというか、先ほど議員さんのお言葉で言いますと、わくわくするようなイベントを開催して、目的のところは、つながるといところは大事にしながら、温かいものができたらいいなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。今、そんなスタンスも考えていらっしゃるということで、大変心強く思います。ぜひ積極的に進めていただきたいと思えます。

もう1点、いろいろな村民の声も入ってきていますので、参考までにお聞きいただきたいのですが、当村は、今ちょっと休んでいるのかな、桜の下コンサート、ああいった手づくりの音楽センスも非常に魅力的な、また実力もある、そんな一面がございます。夏祭りは納涼音楽フェスティバルに切り替えてチャレンジしてみよう。そんな意見もありますので、参考ということで頭の隅に入れておいていただければと思います。まさに村民の皆さんからわくわく感がみなぎる、そんなアイデアが数多く寄せられる場を演出いただけますよう要望しておきます。

それでは次に、花火大会に移らせていただきます。コロナ感染症に脅かされる前の時点での状況把握でございますけれども、近隣での花火大会が正直言って年々縮小されている中で、じゃんずら祭りの花火大会は1つのお盆の風物詩として認知度も上がって、人の賑わいも盛況で、実行委員会だけではコントロールできない悩みも近年で

は生じてきておりました。

いつごろからか、還暦を記念して盛大に同級生でスターマインを上げようという、通称還暦花火という新たな伝統が自然発生的に誕生し、活力に拍車をかけた一面もあるかと思えます。自分も何年前か前、そんな前ではないですが、その仲間入りをさせていただきましたが、県外に居住する同級生、まさに還暦花火を契機に40年ぶりぐらいに再会する、そんな感激を味わった思いがございます。

その同級生が、それまではふるさと山形という感覚があまりなく、帰省することがほとんどなかったみたいですが、還暦花火をきっかけにそれ以降は毎年じゃんずら祭りに合わせて帰省し、実家の墓参りをしているというお話を3年ぐらい前までは聞いておりました。お盆の花火大会は山形の活力表現の意味合いからも、今後も継承されていくことが望ましいと思われませんが、冒頭申し上げました見物に訪れる皆さんの安全面での管理体制の問題とともに、花火の打上げ場所の適正度という点での課題でどうしても不安感が募ります。

近隣や県内で現在も花火大会を盛大に開催している状況を考えますと、打上げ場所は、まずは広大な河川敷だったり、諏訪湖とか木崎湖がありますけれども、ああいう湖畔敷だったり、あるいは十分な広さを保有している公園敷地内の観客の皆さんの使用スペースも加味された環境、そんな条件が整っております。当村の畑作地帯での農道での打上げは数多くのリスクを抱え、不安材料も多いのではないかと推察しております。打上げ場所に該当する農地をお持ちの皆さんも、昔からのことだからという感覚で容認願っておられるとも思われます。花火打上げ場所に対する不安要素につきまして、所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 山形村では尺玉まで上げられるということで、保全区域が600メートルの範囲は立入り禁止とかということで、安全区域を決めて打上げを行っております。

畑の中で上げるということで、耕作者の皆様にご理解をいただき、また、作物によっては迷惑をおかけするような状況で打上げをしてきたということで、品目も比較的多品目の作付がなされるようになると、現状での打上げが農家の皆様の協力だけで果たしてできるのかどうかというのが非常に不安に思っているところです。

したがいまして、これからも継続して同じような規模で花火大会ができるかといいますと、かなりいろいろ難しい面が出てくるだろうと思っております。

ただ、そうはいつでも、今まで皆さんが楽しみにしてやってきたものですので、どういう方法ならできるのか、あるいは今までのように寄付を仰いでも打上げが本当にできるのかどうか。コロナでここ何年かできない状態の中では、もう一度仕切り直して同じような内容でというところは、とても今、不安に思っています。そんな状況です。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 非常に難しいというか、まさに将来を見据えてということで、花火大会、すごく感動もありますし、期待している村民も相当数いると思いますけれども、やはりそういった問題点があります。

今後どうするかというのは、今年は中止ですけれども、また来年度、またその次に向けてという形で、じっくりではいいのですけれども、しっかり将来的にどうするかという方向性を見定めながら論議を進めていただきたいと思います。できれば、私の主観としては、踊りに代わる何かそういったフェスティバルを重点的に、そこに彩りを添えるぐらいの花火が理想的かなと個人的な思いはありますけれども、今後のいろいろな皆さんの検討会議の中で協議をいただきたいと思います。

それでは、次は村民運動会へ参らせていただきます。考えてみますと、直近の村民運動会の開催状況をひも解いてみたのですけれども、昨年と一昨年の2年間はコロナ感染症を考慮しての中止でありましたが、それ以前も正直言って台風とか気象状況に本当に恵まれなくて、ざっと過去の日記帳ではないですがあれを引っ張り出して見たのですが、2015年から昨年までの7年間、開催できたのは2017年と18年の2回だけという状況でした。特にここ3年連続中止のブランクというのは、再開に向けた企画運営には相当ご苦勞が多いのではないかと正直心配をしているところです。

自分も平成初期の時代に企画運営に、各分館から選出されました精鋭の皆さんにお力添えをいただいて携わった時期がございました。応援席で楽しめる競技はどういうふうにするかという、そんな論議を夜遅くまでした記憶がまだ鮮明に残っております。正直言ってその当時も、選手集めとかいろいろな苦勞があったのですけれども、村の大イベントという熱気による達成感というのは十分あったと思われております。

その要因というのが、その当時、連絡班加入率が九十数パーセントの時代だったこと。また、ベッドタウンで、新たに誕生した連絡班の皆さんが非常に先頭になって活躍した、そんな時代だったことによるものかと思われます。

質問通告で「時代背景に沿った『リニューアル』」と表現させていただきましたが、実際はそうたやすくはないことは十分自覚しております。まず時代背景をどう捉えるか。この辺は千差万別でありますけれども、これは私の考えではなくて主流的な考え方、いろいろな新聞とか報道による一番多い考え方というのが、ここ30年来、日本経済は残念ながら低迷から抜け出すことができずにいると。多くの国民は未来への希望とか夢が描きづらくなり、結果として自分の生活を守ることに専念する内向き志向が大勢を占めているという見方が多いようでございます。このことをこの場で論議するつもりは毛頭ございません。そういう見方が多いということです。

村のイベントはほとんどの村民が関わっていた時代には適応した分館対抗形式でのスポーツイベントはこの時期、方向転換が求められているのではないかと。そう思われますけれども、分館対抗形式の今後の継続という意味のお考えを、所見で結構です、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 分館の関係になりますと、公民館の関係になりますので、公民館長さんのお考えによると思いますけれども、私、以前、大月議員さんから公民館の役割をお聞きしたときに、とても感動的な言葉をいただいているのですけれども、公民館を一言で言うと、それは潤滑油。人と人や地域をつなぐグリスというか、そういう役割であろうとおっしゃっておりました。

そのとおりでだなど思っていたものですから、何とか、人と人をつないだり、そこでお互いに感動を得たりということは必要なと思っています。ただ、今、議員さんがおっしゃいましたとおり、その分館内でのスポーツの対抗というのは、全員を強制的に集めて何かをするというのは、かなりやりにくい時代になっているものですから、それを無理してやるということではなくて、潤滑油の役割を維持しながら何かできるものということで、常会对抗みたいなものにこだわらずに目的ができるような何かを探し出すのがいいのかなと思っています。それも分館の中で考えていただくということになると思います。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 分かりました。ここで、先ほどの教育長の答弁の中で、過日区長さんからご意見を聞く機会を設けたと、分館で。その辺、お話しいただける内容だけで結構ですので、もしお話しいただければありがたいのですけれども。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 公民館活動、分館活動の中で、先ほど言ったとおり、強制的に集めて参加しなければいけない負担感であったり、役員の皆さんがとても分館活動で疲弊してしまっている状態ですとか、そういうものがあって、だったら連絡班から抜けると。そういったところにまで発展してしまって、区自体がなかなか成立しにくくなってしまうということで、何とか公民館の活動自体も時代に合ったようにこれから検討してほしいという内容でありました。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。先ほどの分館対抗形式はぼつぼつリニューアルというか方向転換が必要ではないかという思いをお伝えしたのですけれども、それならどうするという、いろいろなアイデアがあろうかと思えますけれども、これは複数人の皆さんとの会話の中での「こんなふうにしたらどうか」ということなものですから、一応参考までにお聞きして、後ほど所見をお伺いしたいのですけれども。

まずは、村民運動会に代わってという、そんなタイトルなのですけれども、村内施設の体育館、グラウンドをフル活用して、多種多様なスポーツ大会を取り入れた秋の総合体育祭、そんな企画推進の準備というか、検討をしたらどうかというご意見でございます。

内容ですけれども、例えば家族対抗グラウンドゴルフ大会。次に、過去にも1、2年やったように記憶しているのですけれども、5人制もしくは7人制の綱引き大会。あとは、同級生とか地域の仲間、そういった急増チーム、それに向けてつくるチームも参加できるソフトボールやソフトバレーボールのトーナメント大会。あとは、これはちょっと難しいのですけれども、記録を将来にわたる登録方式で、要するに毎年、前年の記録更新にしのぎを削る、そういった歴史をつくるという意味で、年代別ボール投げ。あるいは中距離走の記録競技会。ほかにもありそうですけれども、一応そういった形の総合体育祭。そういうものを企画検討したらどうかと。

これは現状の分館対抗形式から、自らの意思で、個人でも家族でもお仲間同士でもスポーツにチャレンジできる、そんな方式への転換を目指していただければという提案もございます。

所見だけお伺いできますか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） これから関係の役員会や会議の開催が予定されていますので、

参考とさせていただいて、お伝えをしていきたいと思っています。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） それでは総合文化祭に入らせていただきます。これはコロナの中でも本当に工夫して継続していただいております。

これについては教育長がおっしゃっていたとおり、まさに幅広い分野で日ごろから頑張っておられる皆様方の成果とか作品の発表の晴れ舞台であります。今後のコロナの感染者の動向次第でございますけれども、より多くの皆さんにご来場いただく環境づくりにご努力をいただきたいと思います。

今年どうなるかというのは分かりませんが、大勢の皆さんに集まっていたくような状況になれば、商工会さん、あるいはJAさんとの連携も深めていただいて、農産物とか飲食の物販を行って賑わいの場の演出、そんな興味も視野に入れていただければと思いますけれども、人集めという意味でコロナも大丈夫というときになったら、そういう形も検討いただけるという、その辺の要望もあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） それも参考とさせていただきたいと思います。検討させていただきます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） いろいろと恐縮ですが、もう一点。私、個人的な総合文化祭というイメージが、文化祭イコール講演会というそんな強いイメージが働きました、この村もかなり以前には相当著名な皆さんをお招きして講演会をやったというそんな記憶がございます。毎年、今年は文化祭に誰が来るだいと、そんな世間話もあったことを記憶しています。著名な方、どなたかということはもちろん申しませんが、

本日の議論の中でも少しだけ触れさせていただきましたが、全体的に、これはもちろん山形に限ったことではないのですけれども、内向的な雰囲気の世界です。著名な方でなくて構いませんけれども、ユニークで活力を生み出せるような、そんな講演会が実現できたらと思いますけれども、その辺のご検討も進めていただけないかどうか、これは要望しておきますけれども、いかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） それもまた研究ということでお願いしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 一応これで再質問は終わりますけれども、今まさに第6次総合計画の詰めの段階にこれから入っていかれると思います。その中で、こういった地域のコミュニティの問題で、イベントのリニューアルと打ち出しているのかどうか分かりませんが、持続可能な持って行き方、その辺の議論を、含まれていたら恐縮ですけれども、ぜひその辺も付け加えて、最後の詰めの第6次総合計画の策定にあたっていただきたいと思います。通告をしていない質問ですけれども、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） はいご提言ありがとうございます。まだまだ素案の状態、基本計画で通常施策はこれから積み上げていく段階になりますので、参考にさせていただいて、議論の場を設けられるようであればぜひともしてみたいと思います。

○8番（大月民夫君） 終わります。

○議長（百瀬 章君） よろしいですか。

以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

この時計で25分まで休憩します。休憩。

（午後 2時17分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時25分）

◇ 春 日 仁 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位7番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「山形小学校のコロナ感染症対応と、GIGAスクールの取り組みについて」を質問してください。

春日仁議員。

（7番 春日 仁君 登壇）

○7番（春日 仁君） 議席番号7番、春日仁です。「山形小学校のコロナ感染症対応

と、G I G Aスクールの取り組みについて」質問をさせていただきます。

質問1、コロナ感染症第6波では、山形小学校でも感染拡大によりクラス閉鎖、また学年閉鎖がありました。特に医療従事者、また介護従事者等のお子さんについては自主的に学校を休んでおり、保護者からは学習面での遅れを心配する声が届いています。この児童の遅れた学習支援はどのようにお考えか伺います。

質問2、鉢盛中学校ではリモートで授業を受けている生徒もいましたが、山形小学校はどのような試みをされたのか伺います。

質問3、児童の家庭でのネット環境の整備はどのようになっているのか、現状を伺います。

質問4、G I G Aスクール構想では「子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む学びを実現する」といったメッセージが文科省より発信されています。この「個別最適化」とは、「創造性を育む」とは、どのような取組をお考えか伺います。また、「特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものです」といったメッセージもあります。この取組についてのお考えも併せて伺います。

質問5、タブレット端末の持ち帰り学習も視野に入れて、ネットモラル、I Tリテラシー教育の取組も重要な課題だと思いますが、所見を伺います。

質問6、学習ソフト「A Iドリル」等の教材についてどのようなものをお考えか、また、現状についても伺います。

質問7、小学校の取り組む直接的な事業ではありませんが、「やまがた未来塾」の事業でもタブレット端末を活用してみてもどうかと思いますが、教育長の所見を伺います。

以上、通告に基づき1回目の質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「山形小学校のコロナ感染症対応と、G I G Aスクールの取り組みについて」ご答弁申し上げます。

1番目のご質問の「山形小学校における医療従事者・介護従事者等のおさんは自主的に学校を休んでいるが、学習の遅れについて保護者より心配の声がありますが、この児童の遅れた学習支援はどのようにお考えか」についてお答えをいたします。

山形小学校では、コロナ禍以前も欠席者が多いときは学習進度を調整し、復習を主

体とする等の配慮をしてきております。また、欠席による未学習部分がある場合は、村加配職員が個別指導をしております。このような支援により、児童の学習の遅れについては対応がされてきていると考えております。

次に2番目のご質問の「鉢盛中学校ではリモートで授業を受けている生徒もいましたが、山形小学校ではそのような試みをされたのか」についてお答えをいたします。

感染不安で欠席する児童については、家庭にタブレットを貸し出し、リモート授業を実施しました。しかしながら、保護者不在時に子どもだけでタブレットを操作するのは不安だという家庭もあり、操作技能・情報リテラシーの指導を続けておりますが、現状では低学年の児童が、児童だけでリモート授業を受けるのは困難な面もあると考えております。

次に3番目のご質問の「児童の家庭でのネット環境の整備はどのようになっているのか現状を伺います」についてお答えをいたします。

現在、2学年から6学年の家庭でWi-Fi環境未整備のご家庭は1件、携帯電話回線によるテザリング対応3件で、その他の家庭につきましては整備済みとなっております。

1学年につきましては、端末の操作技能・情報リテラシーの習得状況を見ながら、家庭への端末持ち帰りと活用を考慮する中で、今後整備状況を把握していく予定です。

次に4番目のご質問の「GIGAスクール構想における個別最適化され、創造性を育む学びの取り組み」と「特別な支援が必要な児童への取り組み」の考え方についてありますが、「個別最適な学び」につきましては、児童一人一人が学習ニーズに応じた学習をすることができ、その学習履歴も自動的に記録され、児童それぞれの学習課題の把握も行うことができるようになります。こうした児童の課題を把握することにより、児童の苦手な学習内容を分析し、課題解決に向かって必要な取組を行い、児童の資質・能力の育成を進めていくことが可能になります。

また、「創造性を育む取り組み」についてであります。自ら問いを見つけ、その問いに向かい興味・関心を持って学びを進めるとともに、協働的な学びの場面では多様な意見に触れ、さらに深く学んでいく主体的、探究的な学びの姿が創造性を育む学びと考えております。

今、申し上げた内容につきましては山形小学校での取組の考え方としましては、ICTを最大限活用し、児童一人一人の理解状況や能力、適性に合わせて各教科で復習時に授業を実施したり、家庭学習の量や内容を変更したりして、学びを行うことを考

えています。これにつきましては、A I搭載の「eライブラリィ」などを活用し、学びを実現します。また、保護者の合意を得て習熟度別で授業を実施していきます。

また、「特別な支援が必要な児童への取り組み」についてであります。例えば視力に課題がある児童が、端末を活用して文字を拡大して読むことや、言葉だけの情報ではイメージが湧きにくい児童は、インターネット等を活用し、写真や動画を調べることで理解を深めたり、話合うことが苦手な児童が端末を活用して意見交換等をするなどの協働的な学習の推進など様々な活用が期待されております。このようにICTを活用することにより児童の教育が個別最適化され、一人一人に応じた教育の推進が図れるものと考えています。

山形小学校では書くことに困難さがある児童に対して、黒板を写真に写して保存したり、読むことに困難さがある児童に対しては、デジタル教科書の範読を行ったりして学習環境のバリアを減らすことができるように取り組んでいます。

次に5番目のご質問の「タブレット端末の持ち帰り学習も視野に入れて、ネットモラル・ITリテラシー教育の取り組みも重要な課題だと思いますが、所見を伺います」についてお答えをいたします。

現在小学校におきましては、6年間の年間指導計画を基に発達段階に応じてネットモラル・ITリテラシー教育を実施しております。ネットモラルを含め情報活用能力の育成は、学びを支える基盤になるものであると考えています。情報化社会の中において子どもたちが安心・安全に情報を選択し、適正に活用していく上でネットモラル・ITリテラシー教育は必要な取組だと考えています。

次に6番目のご質問の「学習ソフト・A Iドリル等の教材についてどのようなものをお考えか、また現状についても伺います」についてお答えをいたします。

ご質問の教材等ですが、デジタル教科書（国語・算数・英語）や学習記録の蓄積・共同編集ができる「ロイロノート」「グーグルforエデュケーション」やA Iを搭載した「eライブラリィ」といったソフトや教材を考えています。ただいま申し上げました内容の教材等につきましては、既に現在稼働しているものですが、今後児童の学びに効果的な教材等の提供があれば、活用実績等を考慮し積極的に導入を検討したいと考えています。

次に7番目のご質問であります「『やまがた未来塾』でのタブレット端末の活用」についてのご提言であります。探究的な学びを進める上で効果的だと思われまので、条件が整えばタブレット端末の活用も考えていきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 引き続き質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問の中でご答弁いただきました加配の担当の先生が支援にあたっていているということで、これで十分遅れた分は取り返されたという状況で間違いはないのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 小学校としましては丁寧な個別指導を行うことにより、学習の遅れは解消されているという認識でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） この加配の先生ですけれども、これ改めて加配をつけられた先生なのか、もともと職員の人数の中にいた方に専門的にやってもらったのか。これはどういう状況でしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 少人数学習集団の関係の先生であったり、一学年に加配をしております学習習慣形成の先生を充てております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） この質問は大変保護者の方が、遅れてそうだけど大丈夫かなということも私お行き会いしたときに言われたものですから質問させていただきました。

もしまだこれでも何となく不十分だなというような場合は、例えば長期休まれていたお子様のご家庭に、例えばこの未来塾に積極的に参加していただけないかというような、そういう問いかけというのですか、お声がけもしてみたらどうかとは思いますが、今のところそこまでは必要ないかなという答弁を頂きましたので、もし、心配があれば積極的に未来塾への参加を呼びかけてもいいのかなと思います。

続きまして、リモートで実施されたけれども低学年の方はということでもありました。例えばこの先、コロナはどうなるか分かりませんが、また長期にわたり学級閉鎖等があった場合、低学年の子には配信できない。どうしたら授業風景を子どもたちに見せられるのかということも考えなければいけないと思うのです。そこで例えば授業風景を録画したものをユーチューブで流すというようなことでしたら、例えば親御さんが帰ってきてから、保護者の方が帰ってきてからでも、例えば配信の授業内容を視聴することもできますし、例えばユーチューブでID・パスワード等を用いれば、セキュリティもしっかり守られるような気がします。そういったような方法もあ

と思いますので、そういった実験というのもこれからされてみてはどうかと思えますけれども、所見を伺います。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） やっぱりやってみないと分からないものですから、先生方も含めてやってみるといことが大事なかなと思っています。どういう場面を設定してやるかはまた学校と相談させていただきますけれども、とにかく経験してみるといことがまず大事なかなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 低学年だとやっぱり心配だということも言われるかもしれませんが、たまには子どもを信じるということもすごく必要かなと思えます。

インターナショナルスクール、松本にもありますけれども、1年生の入学時時点でパソコンは昔から与えられていたと。2年生ぐらいになると十分一人でも動かせるようになるということで、GIGAスクールは始まったばかりですけれども、これに関しましては、我々が思っているよりは、子どもたちはしっかり学び、そして安全にネットというものを活用できるはずで。はずでというか、現にそのインターナショナルスクールではできていますということでしたので、この辺はしっかり信じて試みてもいいのではないかなという思いもありますので、お願いしたいと思えます。

3番目のネット環境ですが、これは希望者には貸出しでしたか、ちょっとその辺いま一度お聞きします。貸出しの場合、いつまでの貸出しなのか、義務教育が終わるまでなのか、それとも高校を出るまでなのか、その辺も併せて答弁願います。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） モバイルルーターの貸出しの件だと思えますけれども、山形小学校におきましては、小学校の期間ということで貸出しは考えておりました。実際に昨年度貸し出した件数は1件ございまして、貸出期間は、その当該保護者の方から自分の家でネット環境を整えますということで、貸し出したのは2週間ぐらいで、あと返却になっております。現在、貸出件数はゼロであります。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ゼロということは、各家庭で実費でつけられているという解釈をさせていただきます。

今後、例えばまた貸出しをということで希望者が出た場合は、もちろん貸出しをしたいと思いますけれども、例えばこれは中学に行っても使うわけですよ。ですので、

もし今後貸出しを希望する方がいましたら、数年使った後に安価で提供、買っていたくとかいろいろな方法もあると思いますので、その辺はまた検討していただきたいと思いますが、もし分かりますら、中学もそういった制度はありましたか。お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 中学につきましても、モバイルルーターの貸出しの制度はつくってあると思っております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 松本市教育委員会の管轄でしたけれども、ありがとうございます。

1名の方はまだネット環境が整っていないということですが、何か特別な理由というものはあるのでしょうか。もしプライバシーに関わることでしたら、そこは触れずにお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 状況を把握しておりませんので、その辺は不明でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） そうすると、その家のお子さんは家庭では持ち帰り学習ができない状況になってしまうのかなと思いますので、その辺はこれ文科省から出ていたのは「誰一人取り残さない」というメッセージになっておりますので、その辺ぜひ。また、どういう理由にせよ、なるべく全てのお子さんが平等に扱えるようにネットの環境はご指導いただければなと思いますので、お願いいたします。

続きまして、質問4、ここが一番、私もメッセージを読んでよく分からなかったところで、実は私の仲間からも「これってどういうことでしょうね」という質問があったものですから質問させていただきました。

まだ取り組みされて間もないといえますか、まだ山形小学校でも1年半たったぐらいだと思います。「個別最適化」、先ほど一人一人にという答弁も頂きましたけれども、例えばこれ、想像するに1つの復習に充てる授業だということだったですけれども、一人一人の例えば児童が見ている画面がそれぞれ違うというイメージでよろしいのでしょうか。お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） この「eライブラリィ」のものについては実際に見たのです

けれども、先生からその児童それぞれに課題を与えて、それに対して児童それぞれが問いを解くという内容になりますので、見ている画面はそれぞれ違う状態ということになると思います。

それから、先ほどの答弁でも個別最適な学びということで答弁をさせていただきましたけれども、個別最適化ということになれば、それぞれの児童が学びの中で、支障になるようなところをみんなが同じ条件で取り組めるような、そういう仕組みをするということも個別最適化の1つかと思います。

先ほど特別支援学級のところで取り組むような内容も、普通学級でも当然取り組んでいくと。それぞれに個別最適化された学びというものをつくり上げていく。「個別最適化」と「個別最適な学び」と2つあるかなというふうに思っています。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 非常に私の頭の中でも混乱をしそうな答弁でありますけれども、分かります。進む方向は分かります。

ただ、これはあくまで復習の授業ということでもいいですね。例えば全ての授業でやっていったら、いつまでも復習、要は遅れた学習のところに戻る児童さんに合わせなければいけないということになりますので、あくまでもそういった例えば1週間に何時間ということでGIGAスクールの時間をつくって、その時間はその復習の時間であったり、児童が横一線での課題に対して授業をするというような、そんなイメージでいいのでしょうかね。ちょっと変な質問かもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 復習の学びもできますし、予習も何かできるようです。今、「eライブラリィ」で入っている教科が国語、算数、社会、英語と理科の5教科が入っているようです。

あと、学びの質を高めていくという意味だとデジタル教材があるのですけれども、デジタル教材を活用してあらかじめ予習をして、自ら課題を見つけてきて、翌日の授業の中で全員でどんなことが疑問だったのかとか、どんなことが分からなかったとか、どんなことが分かったのかという協働的な学習をやる。あらかじめ、今までのように板書で一斉に知識を得てということではなくて、前日に翌日の授業でやるものをみんなやってきて、その次の日はみんなですべてを協働的に学び合うようなこともデジタル教科書であれば活用が可能になってくるものですから、そういった学びも今後では

きていくのかなということは考えております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） となると、各家庭に100%ネット環境がないとこれも実現しない話なのかなと思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

それで、このGIGAスクールの授業をするにあたって、先生たちの負担というのは、昨年11月でしたか、福祉文教常任委員会でGIGAスクールの授業参観をさせていただきましたけれども、その頃ですとちょうど授業で端末を取り入れ始めたといえますか、取り入れて丸一年たったけれども、まだ先生にとってはどんな授業をしていいかと考える時間が余分に増えてしまったという、そんな話をお聞きしました。

そこでGIGAスクールサポーターですが、今ハード面で1名いらっしゃいまして、あともう1名という話がありましたけれども、今、どんな状況になっていますか、お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） GIGAスクールサポーターは昨年度で、前年度に補助を受けて入っていただきました。現在はICT支援員1名で、先生たちのサポートをしていただくようなこともやっております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ほかの学校を調べますと、大体2名体制なのです。一人の方はハード面で支援をして、もう一人の方は教員免許を持っている方が、どんな授業を進めていかとか、そういうことで学校の先生方に、指導というのですかね、アドバイスをするような形で支援員として入っておられる方もいるそうです。

山形でもそういった支援員の方を入れられると、より一層このGIGAスクールの授業がスムーズに行くのではないかなと思いますけれども、その辺、教育長、いかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今、山形小学校の場合には、教職員の皆さんが県で主催する研修会に出席して、その得た学びを仲間に伝え合う。研究授業もやりながら見ていただいて、それで研修の成果を伝えていくというようなやり方をやっております。

中には苦手な先生もいて、なかなか取組が難しいということもあるものですから、ICT支援員の話聞きながらとにかくやってみると。機械に触ってどんなことができるのか、やりながらどんな授業がこれに使えるのかといったことを学び合うという

ところで、まだそんな状況です。

ただ、もう一人専門の、指導主事のような先生を学校に入れ込んでいくということは、それはそれでとてもいいことなのですが、山形小学校ぐらいの規模ですと、研修をし合っというところではまずやってみて、それからかなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） たしかまだ2校で1名の方を支援員として、GIGAスクールサポーター要員として雇うと国から補助を。これはまだ継続されていますか、お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 山形小学校では前年度で終わっております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） かしこまりました。

先生方、研修に行かれて、その先生が戻ってきてから皆さんでその情報を共有するというような勉強会のみですかね。それかもっと専門的に誰か呼んでとか、そういうことはされているのか。もしくはもっと全員がどこかに出かけて、全員は一同にはないですが、されているのか、その辺をお聞きします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 県が主催する研修会に出席するというのではなくて、独自に、例えばソフトを開発している企業ですとか、そういった方に来ていただいて、実際に授業の中でどんな使い方ができるのかといったことをやったり、そんな研修はやっております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 学習ソフトのことでお聞きしたいのですが、先ほど「eライブラリ」でしたか、これは私以外に同僚議員の質問の中にもその「eライブラリ」が出てきたと思います。簡単で結構です。これはどんなソフト内容になっているのか、お聞きできますか。

○議長（百瀬 章君） 小林教育次長。

○教育次長（小林好子君） 「eライブラリ」であります。これは児童一人一人にまずIDが与えられています。何年何組の何さんということで、そのIDを使って画面を開けると、そのお子さん用のまずソフトという形になります。

例えば4年生のお子さんが、今日は国語の勉強をしたいということになると、まず

準備の部分のソフトが出てきます。そこで学習内容というか学習をして、それを今度はドリルで復習するという形になります。例えばドリルの問題を1つ開けると、その問題に対して答えが合っているとマルとかバツというのが出てきて、それが蓄積をされていく形になります。その蓄積されたものはAIによって全部記録されていきますので、その記録されてきたものは、あなたの苦手な分野はこのようなところですよというものが出てきます。算数にしても理科にしてもみんなそうなのですが。

その蓄積された成績というものが、今度は先生側のソフトがあります。そうすると、自分のクラスの子どもたち、例えばA子ちゃんという子がいれば、その子の学習進捗はどうか、苦手な分野はどうかというところが一目瞭然に分かるようになりますし、逆に先生側は、そのA子ちゃんの苦手な分野があったとすれば、ここを今度は集中的にやってみようねと、先ほどの教育長の答弁にもありましたとおり、そのところの学習について指示をすることができるような形になっていたり、それからクラス全体で会話というか、リモートでの話もできたりとか、いろいろな形で「eライブラリ」というのは使うようにできています。

また、そのAIのところでは、先ほどのA子さんの苦手な分野というのが分かってきますので、逆に苦手なところをもう一度学習しましょうねということで、そこを集中的に設問を出してきたりとか、そんなようなドリルが生まれるような形になっていまして、AI搭載というありがたいところで、感覚だけでこの子は何が苦手というのではなくて、そういう機械的な情報や、それから先生との対話とか指示とか、いろいろな先生側と児童側とのやり取りもできるという、そんな形になっています。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ありがとうございます。かなり時代が進んでいますね。

時間もなくなってきていますので、このITリテラシーですとか、ネットモラルのことについて再質問させていただきます。

リテラシーですので、ネットワークやセキュリティなどを理解する能力とか操作する能力ですから、操作する時点である程度は、毎回毎回これは身についてくるものではありますけれども、特にその先、リテラシーの先にモラルが必ずあると思います。これについては以前ですと、たしかコロナ前ですと、人権の週間でしたか、人権月間でしたか、ありまして、人権に関する授業参観もありました。その中でSNSでの誹謗中傷等での人権に関する勉強会か何かの授業参観はあったと思います。

今後、例えばこのGIGAスクールに関してもそうですし、通信やネットワーク等

に関しても、例えば1日、今日はこういった日ですということで授業参観で、これは親御さんといいますか保護者の方もしっかりこれは身につけてないといけない部分だと思しますので、そういったようなことも今後は十分必要なことだと思いますけれども、教育長、どうでしょうか、お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 必要なことだと思っています。小学校なのですけれども、今年度その情報モラル教育、研修会といいますか、研修としては4年生がネットの使い方教室、それから5年生がメディアリテラシー教室で、来年の1月に来入児保護者説明会でネットに関する講話というのを計画しているようです。

あと、児童一人一人に対して、メディアリテラシーも含めて情報モラルの話をどうしていくかということなのですが、山形小学校では各発達段階に応じてというふうに答弁させていただきましたけれども、1年生では使い始めにあたっては、IDやパスワードの管理について、それからネット接続に対する注意事項。2年生ではネット利用の時間的なバランス、健康面も含めてということになります。それから、3年生では、ネット社会はうそもありますよということを伝えると。それから、4年生では個人情報保護の観点からモラル教育をしていくと。それから、5・6年生ではネット依存症について伝えていくということを考えているようです。

それから、これも答弁の中で触れさせていただきましたけれども、情報化というものは学びを支える基礎になるものですから、特別活動だけで完結するものではなくて、各教科全て横断的に取り扱う内容になるだろうと思っていますので、先ほど議員さんおっしゃいました人権の視点でのものもあるでしょうし、あるいは各教科の中で、情報を扱う中で必ずそういう視点を持って伝えていくことが大切な考え方かなと思っています。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 児童にはそのようにお願いしたいと思います。特に保護者が一番どうしてもネットに、こういう情報社会にどうしても苦手な方もいらっしゃいますし、しっかりとその辺は保護者の方にも伝えていただいて、子どもがしっかりと安心して学べるようにしていただきたいと思います。

最後に、未来塾ですけれども、せっかく大学生の方が講師としてお手伝いをいただいております。学校の先生などから教わる以外に、大学生ですとしっかりネットですとか、ICTに関してはかなり精通されている方もいらっしゃると思います。これを

逃す手はないなど、私、どうしても印象があるものですから、大学生の方からインターネットを使った勉強の仕方というの、子どもたちは学んでも楽しいのではないかなと思いますけれども、そんなようなことも検討するというような言葉を頂きましたけど、せっかく大学生の方がいますから、しっかりその辺を進めていただきたいと思えますけれども、いま一度その辺お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 自分に身近な年代の学生から勉強の仕方を学ぶ、これもとても大事なことだと思います。それから端末を使いながら探究的に学ぶということも、それもとても大事なことなものですから、環境を整えば積極的に端末を使っていきたいなと思っています。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 勉強自体を教わらないでも、勉強の仕方というのですかね、勉強方法というのを教わると一番いいのではないかなと思います。「 $1 + 1 = 2$ 」なんてことは教えなくても、勉強の仕方さえ教えていただければ、子どもたちはかなり伸びていくのではないかなと思います。

昨年11月にGIGAスクールということで学校を訪問させていただきました。その際、本当に子どもたち伸び伸びと楽しそうに操っていました。私なんかうらやましくなるぐらい子どもたちの理解力がすごくて、うらやましくなったぐらいなんです。

それでもネット社会は落とし穴もあります。例えばモラルの関係ですと、この間、私も講習会を受けたところでは、年間の授業が大体1,000時間ぐらい。ネットに関わる時間が1日2時間の休日4時間で、長期休みとかいろいろありますけれども、1,044時間もあるのだと。年間の授業よりも子どもたちはネットに関わっている時間が、少しだけですけれども多かったということで、視力ですとか脳に与える影響というのも心配されているということで、総合的に子どもたちを守っていただいて、より充実したICT教育というのも今後さらに進めていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員、よろしいですか。

○7番（春日 仁君） はい。

○議長（百瀬 章君） 以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で3時20分まで休憩。

（午後 3時05分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時20分）

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位8番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1「性的指向や性同一性を理由とする差別をなくすための考え方について」を質問してください。

新居禎三議員。

（12番 新居禎三君 登壇）

○12番（新居禎三君） 議席番号12番、新居禎三です。今日は2つの項目を質問いたしますが、最初に、性的指向や性同一性を理由とする差別をなくすための村の考え方についてお尋ねいたします。

昨今、国内外で性の多様性を認め、尊重する動きが広がっております。国においてもこれらに対して根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人たちがいることを認めています。性的指向や性同一性を理由とする偏見や差別を人権問題と捉えています。そこでお伺いいたします。

最初に、当村において必要でないと思われる申請書類等での性別表記の廃止または変更を検討されていますか。また、検討されているのであれば、今後の予定等をお聞かせください。

2番目としまして、役場職員に対してこれらの方々に対する理解を深め、偏見や差別、またハラスメントにならないような研修等はどのように講じられているのかお尋ねします。

3番目としまして、小学校において子どもたちに対して、これらの方々に対する理解を深めるため、どのような学習機会を持たれているのかお尋ねします。

以上、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に村長並びに教育長、答弁願ひます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員のご質問にお答えをいたします。「性的指向や性同一性を理由とする差別をなくすための考え方について」のご質問であります。1番目の質問の「申請書類等で性別表記の廃止や変更は検討されているのか」についてであります。令和3年度に申請書類等の押印の見直しは実施いたしました。性別表記の廃止については、全庁的な取組は行っておりません。

申請書類の中でも多くの取扱いがある住民課や税務課の諸証明申請書類については、性別欄はございません。また、国民健康保険や介護保険については、上位法の改正により年度内に申請書及び認定証等の性別欄が廃止になるものでございます。

いずれにしましても、村における申請書類等において性別欄が多数現存する現状であります。性的マイノリティの方の中には性別欄が「男・女」の二択である場合に、精神的な苦痛を感じられる方もおられると考えられますので、男女別の表記の必要性の有無、記載方法等、他市町村の動向も踏まえ今後研究してまいりたいと思います。

2番目のご質問の「職員に対してのこれらの方々に対する理解を深め、偏見や差別またハラスメントにならないような研修等どのように講じられているか」についてであります。令和3年2月開催の人権教育研修会において「パートナーシップ制度と多様な性の理解」をテーマに実施をしております。また、村では職位別に研修会を開催しており、昨年は主査以下の職員は自殺予防ゲートキーパー研修を行い、係長以上の職員には「職場メンタルヘルスケア」と題した研修を行っております。

一般論として、倫理の欠如は他者の人権や人格を十分に尊重しないことにもつながり、ハラスメントの要因になる可能性があります。様々なハラスメントの防止を図るとともに、職員がお互いに人格を尊重し、信頼し合うことで良好な職場環境の維持・向上にもつながるものと考えております。

3番目の質問については教育長から答弁を申し上げます。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 3番目のご質問につきましては、私の方からご答弁申し上げます。「小学校において子どもたちに対して、これらの方々に対して理解を深めるため、どのような学習機会をもたれているのか」についてお答えをいたします。

山形小学校では、養護教諭が発達測定の際や保健の授業の中で性的指向などLGBTQ（性的マイノリティ）について取り扱っております。これについては、発達段階に応じて全学年で実施をしております。

例えば高学年で「思春期における急激な心身の変化発達」を扱う際には、「必ずし

も異性を好きになるわけではない」ことや「体の成長に違和感を感じることもある」ことなどを伝え、そのようなときには「養護教諭に相談してほしい」と話しています。

また特別活動としての学級づくりでは、ジェンダーについて考える機会をつくり、多様性を認め合う学びを行っています。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） ご答弁いただきましたが、先ほども言いましたが国においても性的指向や性同一性を理由として差別等があるではないという文書が法務省からも出ておりますが、当事者の気持ちを直接聞いたわけではありませんが、いろいろな資料、報道等を見ても、非常に当事者にとっては書類において「男・女」等を書くのにすごく抵抗があって、心理的な影響があるということが出ておりました。

そういう意味で、いろいろ調べてみた中で、性別欄を廃止するところもあれば、「男」「女」「答えたくない」とか「その他」とかそういう選択肢を採用している自治体もあるようであります。当然、今ある書類を作り換えることにはなりますが、そういう選択肢もあると聞いております。

一番直近ですとお隣の朝日村は、この4月から廃止の方向で向かっているという報道がありました。さらに、長野市においては昨年9月から実施をしているという報道もありました。

あと、私、調べているとびっくりしたのですが、県内ではありませんが、日本国中の公立の高等学校、入学願書の性別欄を廃止している都道府県が41道府県廃止してあると出ていましたが、そういう意味で世の中はどんどん性別、国の法律において戸籍等の表記がどうしても必要な部分はあるかもしれませんが、そういう方向性に世の中はどんどん動いているのかなと思いますが、その辺、村はできることからやるといってお考えはありますか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまの性別欄についてです。先ほど村長答弁で申し上げたものについては、今現在もうないというような状況ではあるのですが、補助金の申請書とかそういうものを見ていくと、まだまだ残っている状況であります。

国の流れもどんどんそういう流れになっていくかと思っておりますので、本当は押印見直しときに併せて進められればよかったのかなという反省はあるのですが、これからそういう状況でございますので、可能なものについてはどんどん進めていければと思います。

あと、医療保険証についてはどうしても医療行為で影響するという事の中で、廃止はできないというようなことは聞いているのですけれども、まずそういった補助金の申請書類であれば、特に性別欄はなくても支障はないのかなという気もいたしますので、今後研究、そして前向きな対応ということで進めてまいりたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 前向きに、廃止の方向に行くようですが、一番簡単と
いいますか、村独自でやっても全然問題ないのかなと思う部分で、職員の採用試験の
願書と申すか申込書、これは性別表記はありますか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 願書については性別欄があるということでございます。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 職員採用にあたって男女雇用均等法を見れば、男であろうが
女であろうが、性別によって採用の可否を判断することはあつてはならないと思うの
ですよね。そういう意味で表記は必要ないと私は思いますが、その辺いかがでしょう
か。表記は必要だと思われませんか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） この議論は男女の性別によって差別をするなという話と、それ
から社会通念上、今まで私たちが育ってきている現実の社会というのはやっぱり男女、
トイレにしても男女で分かれていますし、今、高校の話が出ましたけれども、現場は
かなり混乱するのだらうと思います。男女による全然区別がないという社会に本当にな
るのだらうか。これは、差別はいけないという話と、実際に組織の中で仕事をして
いくということになれば、当然男女というものを意識しないでというわけにはいかな
いというのが現実です。ただ、向かっていく先は、やがてはそういうことに向かって
いきましょうというところでは共通していることだと思います。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 今、村長言われたように現実はそのとおりです。でも、それが
やっぱり変えていかないと、当事者にとっては非常に偏見や差別にさらされて、なお
かつ苦痛を味わって生きているという部分が往々にしてあるわけですよね。そういう
意味で、周りの人たちの常識を変えていかなければいけない。今までが、村長、今言
われましたが、トイレが男女分かれています。確かに当然トイレが1つになって、女性
のトイレに男性が入っていくと、女性の方は嫌ですよね。そういう意味で最近はどう

1つトイレを造る。男女誰でも使えるトイレ。そういう流れもあるわけですよ。だからその辺の、私も含めて固い頭の中の常識を変えていかないと差別や偏見がなくなっていくかと思うのです。

そういう意味で3つ目の部分にも関わってきますが、小学生というのは非常に頭が、我々に比べると柔軟性があるって、その頃から多様性を認める教育を受けていれば、だんだん世の中は変わってくると思うのです。そういう意味で学校では今、徐々にですがそういう教育機会を設けられているというのは非常にいいことだと思うのです。

そういう子どもたちがどんどん大人になってくれば、世の中、常識も変わってくるだろうとは思いますが、そうはいつでも、今、我々はその時が流れるのを待っているだけでいいのかという部分ですよ。少しでもできるところからやっていただければと思うのです。

先ほど総務課長は前向きに検討していきますということでしたが、再度お伺いします。できるところからやっていくという部分ではいかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 2番目の質問のところで研修の関係をお話しさせていただいたところであります。昨年の人権教育研修会においてこのテーマを扱って研修をしたと。

そのときはちょうどコロナ禍というときでもあって、人数をかなり絞った中で実施したようであります。22名という出席者。職員間でも、自分もそうだったのですけれども、今回こういった内容の質問を頂いていろいろ資料を確認させていただいたという、言葉の部分からなかなか知識がないという状況だったのですね。ということで、職員の中でも最近メディア等で取り上げられてはいると思うのですけれども、実際その言葉がどういう意味を示すのか、そういった現場においてどういう対応を取ったらよいかというところ、なかなか知らないと思うのですね。

ということで、まずはそういったところの研修が必要ではないかなと。一部分しかまだ研修できていない状況ですので、できるだけたくさんの職員が受ける必要がまずはあるのかなと考えております。

長野県では職員向けのそういったガイドラインも出ているようですので、まずはそういった勉強会から始めなければいけないかなというようなことは感じております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 今、課長言われたように、私もあるきっかけでこの問題を深

く掘り下げようかなと思った以前は、はっきり言って、LGBTQ、最初は「何だろう、それ」という部分でした。そういう意味で、先ほども言いましたが、自分の頭の中を含めて、今までの常識を崩していかないといけない部分が多々あると思うのですよね。課長言われたように、そういう意味で積極的にまず職員の皆さんのそういう研修等をやっていただきたいと思います。

実際の気持ちは分かりませんが、そういう偏見や差別に遭っている人にとっては、公の役所とかで、当然職員は意識して言っているわけではないですよ、普通に接しているつもりでも、本人にとってはすごく傷つくことがあるという場合があるそうです。だから、その辺の研修等をこれからも積極的にお願ひしたいと思います。

取りあえずといたしますか、1問目の質問はこれで終わります。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員、質問1はよろしいですか。

○12番（新居禎三君） はい。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員、次に質問事項2「改正道路交通法施行規則の運用について」を質問してください。

新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 2番目の質問ですが、「改正道路交通法施行規則の運用について」です。

本年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行され、5台以上の自動車使用あるいは11人乗り自動車1台以上使用する事業所においては、安全運転管理者によるアルコールチェックが義務化されました。

これは皆さんご存じだと思いますが、何年か前に千葉県で飲酒運転のトラックによる、白ナンバートラックで小学生の通学の列に突っ込んで多くの子どもたちが死傷したことをきっかけに法律が改正されたわけですが、そこでお尋ねします。

自動車使用事業所ごとに安全運転管理者の選任を行い、届出しなければなりません。現在村の選任状況はどのようになっていますか。

2番目として、自動車使用の際、安全運転管理者により運転者の状態を目視等で確認を行うことが義務化されていますが、役場という性質上、部署ごとに自動車使用時間、頻度など異なると思いますが、どのような確認作業を実施する体制を整備されているのでしょうか。

3番目としまして、本年10月1日からはアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認が必要となります。アルコール検知器の確保や記録の整備などの進捗状況は

どのようになっていますか。

以上、ご答弁をお願いします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目であります「改正道路交通法施行規則の運用について」のご質問にお答えをいたします。

1番目の、最初の「自動車使用事業所ごとに安全運転管理者の選任を行い届け出しなければなりません、現在村の選任状況はどのようになっていますか」についてありますが、現在、総務課長を選任しております。

2番目のご質問の「自動車使用の際、安全運転管理者により運転者の状態を目視等で確認を行うことが義務化されていますが、部署ごとに自動車使用時間・頻度など異なると思いますが、どのように確認作業を実施する体制整備をされていますか」についてありますが、酒気帯びの有無の確認は安全運転管理者だけでなく、副安全管理者または安全運転管理者の業務を補助する者が行ってもよいとされています。確認は、公用車の運転前と運転後に、運転者の所属課長または課長補佐が確認をしております。いずれも不在の場合は係長が確認を行っております。所属課の確認者が不在の場合には、安全運転管理者または副安全運転管理者が確認をしています。

3番目のご質問の「10月1日からアルコール検知器を用いての酒気帯び有無の確認が必要になりますが、機器の確保や記録整備などの状況はどのようになっていますか」についてありますが、機器の確保は、今回の法改正による需要の急増や世界的な半導体不足、コロナ禍における物流の混乱などにより、アルコール検知器についても品薄状態であります。10月1日までに確保できる見込みではおります。記録整備は現在使用している公用車使用簿へアルコール検知器の測定結果を記録し、保存することとしております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） ご答弁いただきましたが、安全運転管理者は総務課長がやられているということで、今、村長答弁の中に出てきましたが、副管理者も選任しているわけでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

- 総務課長（篠原雅彦君） 副安全運転管理者につきましては、現在、住民課中川課長と建設水道課中村係長に務めていただいています。
- 議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。
- 12番（新居禎三君） 分かりました。確かに長野県警のホームページに安全運転管理者の届出を受けた事業所一覧が出ていますが、当然山形村内の一般の事業所も何件か出ていました。山形役場も出ていました。その中で、ちょっと私が心配している部分は、自動車使用の拠点ごとに選任しなさいよという部分で、大きな役所になると、例えば松本市とかですが、いわゆる支所とかそういうところごとに選任されているわけですね。山形村の場合、私の知る限りにおいていちの里で福祉バス、マイクロバスですね。あと保育園でもマイクロバスを使用していますが、この辺の場所における安全運転確認作業はどのようにされているのでしょうか。
- 議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。
- 総務課長（篠原雅彦君） 選任につきましては、今現在、役場として安全運転管理者1人、副2名というようにお話をさせていただきました。ただ、議員言われますとおり、その自動車の台数の要件を見ると、例えば保健福祉センターでも1人必要ではないかというお話だと思うのですけれども、その部分については、これからの検討課題かなというところをお願いしたいと思います。
- 議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。
- 12番（新居禎三君） 最初に村長言われたように、副管理者補助者でもいいはいいのですが、特に心配するのはマイクロバス、保育園にしても福祉バスにしてもたくさんの方が乗って、人命を預かって運転されている方がシルバーなりの委託の方であって、その辺はより嚴重に確認が必要かなと思うのですが、総務課長の答弁でこれから検討していくということでしたが、いかがなのでしょうね。本来、交通安全という部分で考えれば一番重要な2か所だと私は思うのですが、再度その辺もう一度お伺いします。安全運転管理者講習を受ければいいと思うのですが、すぐにでも選任するお考えはありませんか。
- 議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。
- 総務課長（篠原雅彦君） 資料を今、確認しているのですが、安全運転管理者選任ということで、自動車の仕様の本拠ごとに選任が必要ということが書いてあります。解釈としては役場が拠点であるということの中で、そういった管理者を選任しているかなというところでもありますので、議員さん言われることももっともではあると思う

のですね。センターについてもシルバーさんがマイクロの運転ということで、一昨年ぐらいからですかね、朝の健康チェックというのを行って、運転に臨んでいただいているということに変わってきております。それまでは特に健康チェックなどなくて、運行をお願いしていたのですけれども、そのタイミングから書面でしっかりつけていただいて、運行していただいているということもありますので、そういった運転の部分については、きめ細かい対応はできているのかなというところがあります。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 以前、私が福祉バスはどういうあれをしているのだという質問をしたときから変わったのかどうか分かりませんが、ただ、当然10月1日からはアルコール検知器を用いてチェックしなさいという部分ですよね。機器は当然保健福祉センターなり保育園にも置くのでしょうか、それを記録として誰が残すのですか。本人が書くわけですか。その辺の整備体制をどのようにお考えでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 公用車の使用簿はこちらにあるのですけれども、ちょっと見えないとは思いますが、3月まで使っていたものに比べかなりきめ細かい、当然そういう内容が入ってきますので、なっています。

運転者氏名とか当然今まで書いていた話なのですけれども、そういったアルコールの関係を確認した職員の氏名も今現在書いているのですけれども、書くように、運転前、運転後を書くようになっていきます。10月以降については、ちょうど真ん中にその測定結果というのを書くようになっていくのですけれども、こちらに数字を、運転する人が全て書くような形で、確認者については確認した人が氏名を記入するという形で使用簿を残していくということになります。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 書くのは本人が書いてもいいと思うのですが、それを確認する人がちゃんといれば、補助者として認められるというか、いいのかなと思います。

ちなみに、私が昔いた職場は事業所であって、事業用の運転するいわゆる道路運送法でいうところの点呼並びにアルコールチェックでもっと厳しいです。以前はその確認表も手書きでしたが、それも駄目だよということで、いわゆる改ざんとかできてしまうから駄目だよということで、今は完全にコンピュータ化されています。アルコール検知器もコンピュータとつながっています。ほかの人が吹いても分かるように、当然吹いているところを目の前のパソコンが撮影するのですよね。大体アルコール検知の

前に運転免許証を差し込まないと検知器も動かないし、そこまで事業用は厳しくなっています。

今回、一般の白ナンバーのトラック、車を使用する、マイクロバスを使用するというのも飲酒運転で事故があつて、厳しくなった部分があります。恐らくこれでもこの制度を入れても、なおかつまだそういう事故があるようであれば、どんどん厳しくなってくるのが想定されますので、それに対する体制整備を今からじっくり考えていただきたいと思います。特に先ほど言いましたように福祉バス、保育園バスについては、重々抜け落ちがないように体制整備をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員、よろしいですか。

○12番（新居禎三君） はい。

○議長（百瀬 章君） 以上で新居禎三議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で4時5分まで休憩。

（午後 3時56分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 4時05分）

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位9番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「集落支援員制度の導入は」について質問してください。

三澤一男議員。

（9番 三澤一男君 登壇）

○9番（三澤一男君） 議席番号9番、三澤一男です。今回の一般質問、最後となります。お疲れだと思いますが、私のおもう、地域の持続可能な発展を願いながら質問をさせていただきます。貴重なお時間を頂きましたので、よろしくお願いたします。

世界的なパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症もいまだに終息の見えないまま2年半余りが過ぎ、現在はオミクロン株が主流となり、その亜種も検出されております。そのような中でも社会活動、経済活動は待ったなしであります。

私たちはこの間、多くの活動を自粛してきましたが、一方、多くのことを学んだと思っております。会議のリモート、三密を避ける、マスク着用などではありますが、国では基準見直しも始めております。

そこで今回、私は地域コミュニティに関わる質問をさせていただきます。

村は区や連絡班に加入しない世帯が増えている状況です。議会にはある区の中では連絡班全戸が脱退しているとの報告がありました。そこでお伺いします。

村の全戸数とその加入の状況はどうなっていますか。各区ごとをお願いいたします。

2番目として、主な要因はどの辺にあると思われるのか、見解をお伺いします。

3番目として、区の役員、三役の方の役職に地域、これは集落支援員という名称を使われているようでございますけれども、地域に関わる仕事を兼務することはできないか。

以上、通告に基づき質問をさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 三澤一男議員のご質問にお答えいたします。「集落支援員制度の導入は」についてのご質問であります。

最初のご質問であります「村の全世帯数と連絡班加入世帯数」についてであります。令和4年4月1日現在の連絡班への加入世帯状況であります。住民基本台帳システムから清水高原、ピアやまがたの世帯数を除いた世帯数は3,069世帯であります。

各区の連絡班加入世帯数は、上大池区144世帯、中大池区177世帯、小坂区424世帯、下大池区215世帯、上竹田区509世帯、下竹田区466世帯であります。

未加入世帯率で申し上げますと、上大池区19.5%、中大池区29.2%、小坂区35.9%、下大池区22.1%、上竹田区36.9%、下竹田区39.7%、村全体では33.7%であります。

2番目のご質問の「区及び連絡班に加入しない世帯が増えているが、現状の主な原因」についてであります。山形村においても人口減少や少子高齢化、また都市化や住民の多様化が進み、地域社会の仕組みに変化が生じております。自治組織でありま

す区、連絡班、住民同士のつながりもそれに合わせて変化していると思います。

個の自由度の考え方が集団や地域というまとまりより優先される時代でもあります。転入世帯の増加による、いわゆる新旧住民の混住化だけではなく、親子間、世代間の価値の相違が増していることも要因ではないかと思えます。

3番目のご質問の「区の役員に集落支援員を兼任させること」についてであります。集落支援員は過疎地域などにおける集落対策として、地方自治体の委嘱により設置するもので、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウや知見を有している人材がなり得るものであります。集落の維持・活性化に資する支援を行政とともに行うことが主な任務であります。

当村も人口減少・少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じた集落の維持・活性化策につきまして、その中核的な人材となる集落支援員について研究をしてみたいと考えております。

財政措置につきましても、他の業務と兼任する場合でも上限40万円で、集落点検の実施に要する経費などが特別交付税措置されるものであります。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） ありがとうございます。答弁いただきました数字から世帯数でいくと、下竹田区はほぼ40%弱が未加入となっているということで、大変に厳しい状況だと言わざるを得ません。

地域特性、特に転入される方が多い地区が高い傾向にあると思うが、この辺のところの所見をお伺いできればと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 連絡班未加入のこの課題については、ここ数年大きな行政課題だということで認識しておりますし、それぞれ検討しているところでもあります。連絡班に入らない方の意見をいろいろ伺う中では、大きなものは大体3つ挙げられます。

まず、費用の負担、お金の面の問題。それから役の問題。それから3つ目は、人間関係で、非常にそれがうまくいかないというのですかね、煩わしいというか、その3つが主な原因だと捉えております。

それと、もう1つは、最近未加入の方の意見を聞いている中では、山形村の既存の集落の中に入ってこられるような場合は、そこに入っていくときに加入金、ミニ集落センターであったり、そういう集会場の加入金が何十万円も取られるという話だとか、

それから入ってこられた方をその地域が、そのコミュニティが受け入れるという姿勢に欠けていて、ウエルカムという感じではなくて、よそ者が入ってきたという印象を与えていると。そういったことも未加入の要因の1つだと伺ったケースもございます。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） ありがとうございます。これはほかのところの調査結果もあります。その辺のところで行きましても、役だとか人間関係だとか、そういったことも言われておりますけれども、山形村には転入されたときにその地区の連絡班等に入るときに、加入金の補助をされているのですけれども、この辺のところは最近直近の数字でもしありましたら、出していただければと思います。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまのコミュニティ助成の関係であります。令和3年度の実績を申し上げますと、区の加入での助成というのは21件、連絡班の加入については5件、実績があったということでございます。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 今、答弁いただいたように連絡班には5件ぐらいしか入っていないというようなことでもありますので、この数字を見ましても未加入の方がこの補助金を頂いてもそんなに加入されていないというような実態だと思います。

村としてもいろいろな転入の補助等をやられておりますし、また、これは今まだ始まったばかりで実績がないわけですから、あまりこの数字の結果がどうだということはお聞きしませんけれども、目玉で村長の公約の住まいの奨励金という、こういうのもございますよね。これで村に入ってきた方が建物を建てて転入されてくると、大変ありがたい施策だと思います。

そういった場合にも、その実績の方には地域に加入していただくような、そういったことも併せて利用していただければと思いますけれども、その辺のところは、ある自治体では住宅関連業者の方に地域の情報を提供しまして、良好な近隣関係を保持するように求めた、これは条例ですから村が出すか、議会が出すかは別としましても、それぞれの条例で業者の責務、それから議会の責務、村の責務を決めて、できるだけその地域に入るときには、連絡班等に参加してくれというようなことをされているところがあるようです。この辺のところ、ちょっとせっかくこの住まいの住宅補助をされている立場として、村長、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 住まいる奨励金、私どもで担当させていただいていますので、私で実態をお答えさせていただきます。

昨年度も10件を超える申請は頂いております。ただ、今、総務課長との数字の差異があるのは、まだ連絡班ができていない地域もあることもありまして、全く新しく連絡班をつくる場合には、まだ加入ができないといったようなところであるものから、数字の差異があるところであります。

宅地造成がある場合には、山形村、任意の協議会なのですけれども、宅地造成協議会というので事前に開発業者さん、それから村の関係の事務局、企画で持たせていただいて、上下水、ごみ、それから交通安全、防犯といったような関連の担当課で出てきて、一堂に会してどんな開発をしていただきたいといったお願いをする協議会がございます。そういったところにも住まいる奨励金の話はさせていただくのですが、諸条件があるものですから、民間業者さん、なるべく土地を動かしたいものですから、山形行くと無条件でもらえるよみたいな話をされてしまうと、ちょっと困る点もあるので、そこは情報提供程度には収めておりますけれども、情報提供はさせていただいているという状況であります。

現状、非常に連絡班の加入の関係は難しいところがあるのですけれども、人口減少対策とコミュニティの関係の再構築といった意味で始めた住まいる奨励金になりますので、今後ともまたいろいろなお知恵があれば、ご指導いただければと思います。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 主な原因というのは、先ほどもお聞きしたように加入金ですか、そういった面、それから役、人間関係、それといろいろあると思いますけれども、今、それぞれの方の多様化している中で、連絡班に入っていないなくても多くの方が災害とか高齢化、介護も先のことだと思っているのです。

多くの方がマイカーとコンビニとSNSがあれば、隣人との付き合いは不要であるのではないかというような、本来は我々が求めている有縁な社会ではなくて無縁の、自分の生活ができればいいというような、そんなような社会になってきているという、そういう実際には怖さがあるわけで。そういう場合には、ぜひ、先ほど教育長が言われていたように、公民館活動は潤滑油だというようなことを言われておりました。そういうことで、そういう中に入って加入率を上げるようなお仕事をするような人、それから多様な生活の中で独居の方だとか、認知症で住民の方で徘徊される方だとか、

住民の見回りだとか子どもの安全だとか、空き地だとか空き家の管理等も、先ほどからずっと同僚議員も質問されておりますけれども、こういったようなものも未加入になっていることが多くの原因をつくり出しているのではないかなと思います。

村長は協働で持続可能な住みよい村づくりということが、この山形村では避けて通れないということでおっしゃっておりますけれども、一応この辺のところ、何らかの形でそういう潤滑剤になるような方が動かなければいけないと思って、それで3番の区の役員さんということ、これ仮に提示させていただいたわけですがけれども、これは先ほど村長の答弁でもございましたように、別に区の役員さんでなくても、集落支援員制度というのがあるわけですね。

これは1人が担当される場合には、395万円ぐらいの補助が、補助というかこれ財政措置が取れると。兼任にした場合でも1人40万円が支給されるということで、区の三役さんということで私はお願いしたのですがけれども、区の三役さんというのは、ある意味では区のことを全体的に分かるし、先ほども同僚議員もお聞きしていましたけれども、区の役員さんの報酬というのは若干少ないのではないかなというようなこともありましたので、そういった意味でも上乘せの的にできないか。

もし、それができなくても、少なくともこういう選任の方でも本当にいらっしゃれば、村としても新しく入った人に、「山形どうだいね」と聞きながら、連絡班に入ってくれというような働きかけをするような方も、こういう方がいらっしゃればできるのではないかなと思うのです。

なかなか今の連絡班の体制だけでは、新しく来たけれども、どこでどうやって話をしていたらいいかねとあって、連絡長さんだけで行くわけにもいかない。そういうことからいくと、そういう方を採用されて、そういった対応をされたらどうかと思うのですが、この辺のところはどう考えられているか。先ほども検討されるというような答弁を頂いておりますので、もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 三澤議員言われるとおりでありまして、今も役の負担ということも含めまして、区長にいろいろ相談をしているところでもあります。そういう中で、集落支援員というものを活用できないかという部分、その辺も含めて今、協議をしているところでもあります。

それともう1点は、連絡班自体の活動をしっかり見直さなければいけないのかなというところでもあります。根本的にその連絡班自体を今後どういう形にしていくかとい

う、その辺も併せた中で集落支援員というものも兼任しながら、区長がその役も一緒にやっていけるということが可能であれば、そんなような対応を取っていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 本当にそういう形で検討いただきたいなと思うのですが、近隣の村でも名称的には違うのですが、集落支援員制度を使って実行されているという村もございますので、ぜひこの辺は連絡班等の見直しもどうなるかはこれからの検討だと思いますけれども、ぜひその辺のところも、こういった制度を有効に利用しながら進めていただければと思いますので、ご検討をお願いしたいなと思います。

それと、私も区の関係の仕事をさせていただいたことがありましたけれども、その区の長の方の考え方もあるんですけれども、今、アパート等も結構増えております。今回も環境整備の日だとかということで皆さん、各連絡班に入っている方は出られて、掃除したりしていると思うのですが、アパートなんかにはチラシを配るということをやったことがございます。それが効果的になったかどうかは別としても、地域にいる人たちはこういうようなことを、村の区の人たちはこんなことをやっているのだよというようなことを知っていただく、そういうことだっけかなり、参加していただく、いただかないは別として。

あと、これはちょっと話がずれるかもしれませんが、自主防災会のときも、区には入ってなくても連絡してくれる人がいるというようなのも、そういった形で何らかの関連づけるということで区にいるという、そういう有縁の地域活動ができるのだと思いますので、ぜひその辺のところを再度構築していただければと思います。

私からのこの質問は以上で終わります。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員、質問1はよろしいですか。

○9番（三澤一男君） はい。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員、次に質問事項2「加齢性難聴への購入費助成制度は」について質問してください。

三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） それでは、2項目めの質問をさせていただきます。「加齢性難聴への購入費助成制度は」ということで質問させていただきます。

高齢化が進んで一般的に70歳を超えると、約半数の人が加齢による難聴になると

言われています。傍目には分かりづらく、難聴になると人と会うのがおっくうになり、社会的に見過ごされ、コミュニケーションがうまくできなくなって、生活の質が低下し、認知症の方の8割が難聴の放置にあると言われております。

自治体の中には、認知症やフレイルの進行を穏やかにし、生活の質を維持するため、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を助成しております。そこで質問をさせていただきます。

特にコロナ禍における外出もままならない中、昨今の状況からも購入費用の助成ができないかお伺いします。

2番目に、村が検討中の防災行政無線等の緊急連絡時も室内では聞き取りにくいと言われております。このような場合にも有効と思われませんが、所見をお伺いします。

以上、通告に基づき質問させていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目であります「加齢性難聴への購入費助成制度は」についてご答弁申し上げます。

最初の質問の「高齢者の補聴器購入費用の助成はできないか」についてであります。聞こえの老化は個人差はありますが、一般的に40歳代から徐々に聴力が低下し、70歳を超えると半数近くの方に加齢性難聴の症状が現れると言われております。

村は現在のところ、加齢性難聴に特化した購入費補助は行っておりませんが、国において加齢性難聴と認知機能低下の関連性について研究が進められており、医学的根拠を踏まえた上で、国の公的助成制度創設の可能性もあります。国の動向を注視しながら、他自治体の状況も踏まえ検討してまいりたいと思います。

2番目のご質問の「防災行政無線等の緊急連絡時の聞き取りにくい場合にも有効と思われるが」についてであります。補聴器を所有している方のうち、常に補聴器を装着している方は有効と思います。

介護認定調査や相談で訪問する際に、補聴器の使用について尋ねてみますと、「外出するときには装着するが、家にいるときや就寝時は使わない」という方が多数おられます。補聴器を所有することが全て聞こえを補うものではないとは思われますが、緊急連絡が聞き取りにくいことについては、防災行政無線のシステムも含め総合的に考えていく必要があると思います。

今後も高齢者の方々が住み慣れた地域で、いつまでも元気に健康で暮らし続けていけるように、加齢性難聴も含めた介護予防事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） ご答弁いただきました。これは国も公的なものを考えているというような方向だと答弁いただいたと思うのですが、今、これは障がいがあるという方ではなくて加齢で難聴になるという方、見た目ではほとんど分からないのですが、耳が遠くなって聞こえづらいよというような方というのは結構いらっしゃるのだと思います。

ところが、最近もよく新聞広告等に入ってくるのですけれども、数十万円というようなお値段なのですよね。これは私なんかもずっと眼鏡をかけていて、今日は眼鏡していないのですが、これは白内障の手術をして、近くを見るときには眼鏡をかけないほうが見えるものでしてないのですけれども、これも同じようなことだと思うのです。

難聴だというのは、聞こえているように見えて、うんうんうなづいてしまうとか、ということってよくあるのですよね。それで、話は通したぞという話のつもりでいたのに「いや、聞いてない」とか、そういうコミュニケーションがなかなか取れなくなるというケースがございます。

ぜひそういったことで、これは他市町村といっても県内のケースではないのですけれども、補助を出されていると。特に障がいを持たれている方でも、医師の診断書等を持っていけば、市内に住んでいて65歳以上、それから聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方だとか、ということの中で交付されているということになっておりますので、この辺のところは今、実際にこういうことを言って、募集をかけたらどのくらいの費用がかかるかということになると、まあ村の費用としてどのくらいになるかということはまだ計算されてないわけですが、大抵2万円とか2万5,000円という補助をされているケースが多いようです。

その辺のところでもし、今後、国の対応を待たないで村でもやらないからという場合に、検討が進められるかどうか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 私から答弁させていただきます。

先ほど議員おっしゃられたとおり、補聴器、いろいろな種類がありまして、本当に数万円から買えるものから何十万円もするようなものまでいろいろあるわけなのです。

けれども、私どもちょっと調べたところ、こういった議員のおっしゃるような助成を行っているのは、今、全国で58の自治体であるというような形だと思います。

そのうち県内では2つの自治体で行っておりますが、大体見ますと、おっしゃるとおり多くても上限3万円程度ぐらいかなというところでございまして、単純にその金額のことだけ申しますと、今、5月末現在で山形村で70歳以上の人口というのは1,950人ほどいらっしゃいます。先ほど村長の答弁にございましたが、そのうちの約半数という言葉がありましたので、単純に2で割りますと970名ほどになるわけなのですが、その方に上限3万円で交付した場合、単純に計算機で計算しますと2,900万円ぐらいの金額がはじき出されてくるわけですが、そこにつきまして村の単独事業、単費でということになるかと思いますが、国で全国一律の、国の事業としての交付事業ということに関して、特に大都市圏、東京、神奈川ですとか、そういった大きな都市から大分国へ要請というのですかね、提案、提言が行われているという現状もあるものですから、その辺の動向も見ながら村としても検討していきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 冒頭申し上げましたように、加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。

2017年の国際アルツハイマー病会議で委員会が、認知症の約36%は予防可能な9つの要因というのがあるらしいのですけれども、その中では難聴が最大のリスク要因であるということをおっしゃっております。加齢性難聴によるコミュニケーションが減り、会話をすることで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の低下につながり、鬱や認知症になるとのことではないかと考えられているようです。

課長答弁にもありましたが、価格は高額で数万円から数十万円と伺っております。現在は障害者総合支援法で定められている補聴器ですが、支援基準に該当しない場合には自費購入となります。一部の自治体では高齢者の補聴器購入に助成を行っておりますので、ぜひとも、村としても国の動向を早急に確認をしていただき、できるだけ国で補助が出るのか、そうでなかったら村としても対応していただきたいということを申し上げまして、私の今回の質問は終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員、以上でよろしいですか。

○9番（三澤一男君） はい。

○議長（百瀬 章君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（百瀬 章君） 以上をもちまして、本日の一般質問の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午後 4時41分）